施策と官民データ活用推進基本法 第3章（基本的施策）の各条との関係

資料1－3　施策集

施策番号	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
					10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
01-01	国外におけるマイナンバーカード・公的個人認証サービスの継続利用	・マイナンバーカード・公的個人認証サービスの国外継続利用に必要な住民基本台帳システム及び戸籍附票システムの改修（令和3年度（2021年度）までに1,741市区町村） ・その他の必要なシステムの改修（令和6年度（2024年度）中））	・マイナンバーカードを保有する全ての国民のマイナンバーカード・公的個人認証サービス（電子証明書）の国外継続利用の実施	－ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号。以下この節において「改正法」という。）による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）等の改正に基づき、国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続して利用できるよう整備する。 － 令和元年度（2019年度）より、地方公共団体その他の関係機関との調整の上、令和3年度（2021年度）までに1,741市区町村の住民基本台帳システム及び戸籍附票システムの改修、令和6年度（2024年度）中にその他必要なシステム構築・改修を実施する。 － これにより、改正法の改正規定の施行期日（改正法の公布の日（令和元年（2019年）5月31日）から起算して5年以内で政令で定める日）以降、国外転出した日本国民の利便性が向上。					◎		○								◎総務省
01-02	マイナンバーカードの多機能化の推進	マイキープラットフォームへの参加地方公共団体数	マイキーID登録者数	－ マイナンバーカードを活用した消費活性化策の実施及び地方公共団体が多様なポイント施策を実施できるようにする必要。 － 令和2年度（2020年度）にマイナポイントによる消費活性化策（マイナンバーカードを取得し、かつ、マイナポイントを予約（マイキーIDの設定）した者を対象に、選択したキャッシュレス決済サービスの買い物やチャージに応じ上限5,000円分のポイントを付与）を実施。マイナポイントの基盤を有効活用し、各地方公共団体が多様なポイント給付施策を行うことができる基盤を構築するため、令和3年度（2021年度）末までに複数の地方公共団体においてモデル事業を実施。 － 令和4年度（2022年度）に全国の地方公共団体が活用しうる基盤を整備し提供することを目指す。					◎			○			○	○	○	○	◎総務省
01-03	コンビニ交付サービスの導入推進	コンビニ交付サービス導入市町村の人口	コンビニ交付サービスによる各種証明書の交付通数	－ 住民票の写しなどの各種証明書を取得するためには、地方公共団体窓口等で申請する手間が発生。 － 地方公共団体における住民票の写しなどの各種証明書について、マイナンバーカードを用いて取得するコンビニ交付サービスの導入促進を図り、令和4年度（2022年度）末までにほとんどの住民が利用できる環境を確実に構築するとともに、各団体において、住民票記載事項証明書や戸籍証明書などコンビニ交付サービスにより取得できる証明書の種類の充実を図る。 － これにより、国民のサービス利便性の向上及び地方公共団体の窓口負荷を軽減。					◎	○							○	○	◎総務省
01-04	マイナンバーカード等を活用したチケットレス入場・不正転売の防止の仕組みの検討	入場管理システム等の実現	入場管理システム等を利用した人数（令和3年度（2021年度）4,000人）	－ 利用者の利便性の向上やイベント運営者の事務効率化、チケット不正転売防止に資する、より確実な本人確認の実現のため、イベント会場等へのチケットレス入場等の入場管理の仕組みの実現が必要。 － マイナンバーカード等を活用したイベント会場等へのチケットレス入場やチケットの不正転売防止、ボランティアなどイベント関係者の入場管理実現のための実証実験の結果を踏まえ、実用化を図る。 － マイナンバーカード等を活用した入場管理の仕組みを実用化することにより、利用者の利便性が向上。	○				◎		○	○							◎総務省
01-05	金融機関における取引でのマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進	マイナンバーカード（公的個人認証サービス）を活用する金融機関数	金融機関での取引においてマイナンバーカード（公的個人認証サービス）を活用することにより、対面・非対面を問わず厳格な本人確認が可能となるとともに、継続的な顧客管理に資することから、金融機関の事務効率化と利用者の利便性の向上を実現する。	－ 金融機関における取引において、利用者の利便性の向上及び金融機関の事務効率化の観点から、マイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進を図ることが重要。 － このため、金融機関において、公的個人認証を用いて容易にオンラインで本人確認手続を行うことができる環境を整備するために、アクセス手段を多様化する取組を進める等、公的個人認証を用いた本人確認の導入・拡大に向けた対応を逐次促進。 － これにより、利用者の手続簡略化等による金融機関における事務の効率化、利用者の利便性の向上を目指す。	○				◎			○							◎金融庁、総務省
01-06	国家公務員身分証のマイナンバーカード一体化の促進	システム移行組織数	運用コスト	－ 平成28年（2016年）3月から国家公務員身分証とマイナンバーカードの一体化を進めており、各府省庁の移行に係る支援を通じ、一体化を更に促進。					◎						○	○			◎内閣官房、総務省、全府省庁
01-07	医療保険のオンライン資格確認の構築	オンライン資格確認システムの構築	オンライン資格確認に参加する医療機関・薬局数	－ 急速な高齢化と厳しい保険財政の中で、質の高い医療サービスの提供を推進するための方策が必要。 －マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の本格運用を遅くとも令和3年（2021年）10月から開始するため、必要な準備を着実に進める。医療情報化支援基金を活用し、医療機関及び薬局のシステム整備を支援する。 － これにより、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報などの患者の保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みを推進する。				○	○			◎							◎厚生労働省
01-08	運転免許証とマイナンバーカードの一体化	運転免許証とマイナンバーカードの一体化の実現（令和6年度（2024年度）末）	住所変更手続のワンストップ化、居住地外での迅速な運転免許証更新やオンラインによる更新時講習の実現	－ 令和3年度（2021年度）は、運転免許証とマイナンバーカードの一体化に係る具体的な手続を含む制度の在り方等について、関係機関と調整を進める。また、令和6年度（2024年度）末までに、各都道府県警察が個別に整備しているシステムを、警察庁の共通基盤上に集約する。 － これにより、住所変更手続のワンストップ化、居住地外での迅速な運転免許証更新やオンラインによる更新時講習受講を可能とする。	○				◎		○	○							◎警察庁、総務省、内閣官房（IT室）
01-09	ガバメントネットワークの再構築	移行されたネットワーク環境の数	効率的かつ高品質なネットワーク環境の実現	－ 信頼と実績がある最新技術を採用してガバメントネットワークを再構築し、国の行政機関等は、順次、新たなガバメントネットワークの利用への移行を図る。これに合わせて現在利用している「政府共通ネットワーク」は廃止する。 － 令和2年度（2020年度）に各府省庁のネットワーク統合後の姿を前提として整備したネットワーク環境については、令和3年度（2021年度）を通じ、各府省庁の円滑なネットワーク統合に向けての検証を実施する。各府省庁は、令和4年度（2022年度）以降のネットワーク更改等を契機にこの環境への移行を検討する。 － 全国的なネットワーク環境の再構築を実現するため、地方支分部局等との接続に際しては、従来のインターネットサービスプロバイダ等が提供するサービスだけでなく、国自ら既設の全国広域通信網を活用の上、直接的に管理し、高セキュリティ、高品質、低遅延な独自の回線網を令和4年度（2022年度）から運用できるよう整備を進める。							◎								◎内閣官房、全府省庁
01-10	地域情報プラットフォームの拡充・普及	システムの調達実績のある地方公共団体における仕様書への記載率	地方公共団体における準拠製品の導入率	－ 地域情報プラットフォーム標準仕様準拠製品を導入することで、ベンダーロックインの解消が可能となり、業務ごとの最適な製品の選定、コスト削減及び業務の利便性の向上に寄与するため、地方公共団体への導入促進が必要。 － 令和3年度（2021年度）も引き続き各種セミナー等を通じて地方公共団体に対して周知・広報し、導入率、利用率の向上を図るとともに、今後自治体情報システムの標準仕様書に盛り込まれる連携要件の検討を踏まえ、必要な改定を行う。 － これにより、地方公共団体における地域情報プラットフォームに準拠した製品の導入を推進。							◎	◎					○	○	◎総務省

施策番号	施策名	KPI （進捗）	KPI （効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
					10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
01-11	中間標準レイアウトの拡充・普及	システムの調達実績のある地方公共団体における仕様書への記載率	地方公共団体における利用率	－業務システム更改時に中間標準レイアウト仕様を利用することで、ベンダーロックインの解消が可能となり、将来的なデータ移行費の削減に寄与するため、地方公共団体への利用促進が必要。 －令和3年度（2021年度）も引き続き各種セミナー等を通じて地方公共団体に対して周知・広報し、利用率の向上を図る。また、今後自治体情報システムの標準仕様書に盛り込まれるデータ要件の検討を踏まえ、必要な改定を行う。 －これにより、地方公共団体における中間標準レイアウトの利用率を向上させる。							◎	◎					○	○	◎総務省
01-12	スマートフォンによる公的個人認証サービスの利用実現	運用面、制度面の方針策定	未設定（運用面、制度面の課題の検証を行う実証実験の結果や実現時期を踏まえ設定）	－マイナンバーカードの機能を用いた行政手続等の利便性の向上のためには、マイナンバーカードをかざすことなくスマートフォンのみで手続を可能とすることが必要。 －そのため、マイナンバーカード電子証明書のスマートフォンへの搭載を可能とするため、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）を令和3年通常国会において改正。今後、実運用に向けた技術検証やシステム設計を行う。 －これにより、利用者の利便性は大きく向上し、マイナンバーカード及び公的個人認証サービスの利用・普及が促進される。					◎			○							◎総務省
01-13	公的個人認証基盤と民間の認証基盤とを連携させる官民のID連携推進	・官民のID連携により、信頼性の向上を実現している仕組みや事例について、調査を実施 ・マイナンバーカードの公的個人認証サービスに紐付けられた民間事業者が発行する電子証明書（民間ID）の利活用に関する課題と対応を整理するため、外部有識者から構成される検討会を引き続き開催	官民のID連携により、信頼性の向上を実現している仕組みや事例について、普及展開策を検討（令和3年度（2021年度）中に事例集の公表等の普及展開策を実施）	－公的個人認証サービスに民間IDを紐付けることにより、本人確認が確実に行われたIDとして活用することが可能となるが、これらの民間IDの利活用についての課題や対応が未整理となっている。 －官民のID連携により、信頼性の向上を実現している仕組みや事例について、令和2年度（2020年度）の調査結果を踏まえ普及展開策を検討。また、「国・地方デジタル化指針」に基づき、民間IDとマイナンバーカード電子証明書との紐づけの推奨について、検討会において課題と対応を整理し、令和3年度（2021年度）以降、検討を踏まえた民間IDとの紐付けの普及を目指す。 －公的個人認証サービスに民間IDを紐付けることにより、民間IDの登録における正確性・コスト削減が期待でき、また、民間IDのなりすまし登録の被害を減少させることができるほか、これらの民間IDを行政手続にも利活用可能とすることにより、利用者の利便性が向上。				○	◎										◎総務省、経済産業省
01-14	オンライン本人確認手法の普及促進	有識者の検討会の開催数（令和3年度（2021年度）3回）	令和4年（2022年）6月を目途に、ガイドラインを策定	－非対面型・非接触型のデジタル空間で行われる民間取引等において必要となるオンライン上における本人確認の重要性が指摘されている。 －そのため、公的個人認証サービス（JPKI）の利用促進に加え、令和3年（2021年）中に有識者の検討会を立ち上げ、安全性や信頼性、利便性とスピード感とのバランスに配慮しつつ、簡便な本人確認手法（eKYC（electronic Know Your Customer）等）について、具体的な課題と方向性を整理する。 －これにより、オンライン上の本人確認の普及を促進する。	◎														◎総務省
01-15	地域IX・CDN等を活用したトラヒック流通効率化	地域IX及び集約ISPの実証拠点の設置数（令和3年度（2021年度）までに3か所）	令和3年度（2021年度）に新たに設置する地域IX及び集約ISPの実証拠点におけるトラヒック流通の効率化検証（新たな実証拠点において、令和3年度（2021年度）までに15%程度の効率化）	－我が国のインターネットは、その大部分のトラヒックを都市部で交換する一極集中型の構成となっている。このため、本来的には地域内で交換可能なトラヒックも都市部を経由して通信。非効率的な通信により、ネットワークインフラを圧迫していることに加え、災害時等における脆（ぜい）弱性の要因ともなっている。 －今後、5GやIoT、エッジ・コンピューティング技術等の利点を十分に活かすためには、このようなネットワーク構成を見直す必要があり、地域ごとに抱える異なる課題に対処しつつ、地域の中小ISPのトラヒックを集約し大手コンテンツ事業者のキャッシュサーバの地方への設置を促すための実証を行い、それぞれごとのモデルケースを策定するなど、トラヒック集約拠点であるIXの地域分散を促進する。 －これにより、複数事業者による回線やキャッシュサーバの共用、迂回経路の確保による効率的・安定的なトラヒック流通及び地域へのトラヒック分散を実現するとともに、大規模災害発生時の通信の継続性を確保する。						◎									◎総務省
01-16	交通信号機を活用した5Gネットワークの構築	令和元年度（2019年度）　交通信号機を活用した5Gネットワークの構築に係るフィージビリティスタディ 令和2年度（2020年度）　小規模社会実証 令和3年度（2021年度）　大規模社会実証 令和4年度（2022年度）以降　交通信号機に5Gアンテナ等を設置	令和元年度（2019年度）　交通信号機を活用した5Gネットワークの構築に係るフィージビリティスタディの実施 令和2年度（2020年度）　小規模社会実証の実施 令和3年度（2021年度）　大規模社会実証の実施 令和4年度（2022年度）以降　交通信号機に設置する5Gアンテナ等実装数	－5Gの全国的な展開には、多数の基地局を配置した際でも効率的かつ安定的な通信を確保することが必要。また、交通信号機は、集中制御（ネットワーク化）されているものが全体の3割程度に留まり、かつ高コストな電話線が用いられているものがほとんどであるため、その低コスト化、高度化が必要。 －これを踏まえ、交通信号機への5G基地局の設置による5Gエリアの拡充及び交通信号機の集中制御化の促進に向け、5Gエリアの低コストかつ柔軟な展開及び交通信号機のセキュアなデジタル化・ネットワーク化を可能にするリファレンス・アーキテクチャをはじめ、設置に係る価値を最大化する手法を創出。 －これにより、通信キャリアをはじめとする民間企業による投資を誘発し、平時/災害時問わずスマートシティの基幹情報拠点としても期待される、交通信号機を活用した5Gのトラステッドネットワークが構築される。さらには、開発・構築されるネットワークをパッケージ・インフラ化し、海外への展開も目指す。									◎		○				◎内閣官房、◎総務省、◎警察庁
01-17	Beyond 5Gの実現に向けた総合的・戦略的な国際標準化・知財活動の促進	知財取得・国際標準化の促進のためのプログラム数	Beyond 5Gの必須特許数シェア（令和12年（2030年）時点で世界トップシェアと同水準の10%以上を獲得）	－「Beyond 5G新経営戦略センター」を核として、産学官の主要プレイヤーを結集し、知財の取得や国際標準化に向けた取組を戦略的に推進するとともに、研究開発の初期段階から国際標準化活動ができるよう、信頼でき、かつ、シナジー効果も期待できる戦略的パートナーである国・地域の研究機関との国際共同研究を実施する。 －研究開発成果等を踏まえた技術要件を令和7年（2025年）頃から順次3GPPやITU等での国際標準に反映させ、国内企業等の標準獲得や国際競争力の底上げを図る。									◎						◎総務省
02-01	マイナポータルの抜本的改善	未設定	未設定	－マイナポータルについては、「マイナンバーカードをキーにした、わたしの暮らしと行政との入口」の役割を担っているところ、国民の皆様に便利に使っていただけるよう、UI・UXを利用者目線で徹底して見直す必要がある。 －このため、マイナポータルのUIの全面的な点検・改善を進めるとともに、全ての地方公共団体によるマイナポータルへの接続の実現や、標準様式のプリセット、各業務システムとの連携処理の実現等を図る。 －こうした取組に際しては「デジタル改革アイデアボックス」など、国民や地方公共団体の声を直接聴く仕組みを活用し、徹底した国民目線での見直しを進める。 －より多くの国民に利用いただけるようUI・UXを改善していくことで、マイナポータルの利便性を享受いただけるよう努めていく。	◎				○										◎内閣府
02-02	5か年スパンを前提とした中長期的なシステム整備の実施の徹底	5か年計画の策定と適宜改定	国の情報システムの有機化 運用コスト3割削減（令和7年度（2025年度）：令和2年度（2020年度）比）	－デジタル庁を含む各府省庁は、個別の情報システムに係る投資の想定や、行政手続のオンライン化予定等について、複数年度（5か年スパンを基本）の中長期的な計画を策定する。 －デジタル庁はその計画を統括・監理し、計画に沿ってプロジェクト管理を実施することで国として有機的な情報システム整備を徹底する。							◎								◎内閣官房、全府省庁
02-03	独立行政法人の情報システムに係る目標策定・評価の推進	未設定	未設定	－主務大臣が独立行政法人に対して目標策定、評価を実施する際に、デジタル庁が策定する情報システムに係る整備及び管理の基本的な方針（整備方針）を踏まえた目標策定、評価を推進する観点から、デジタル庁が総合調整機能の一環として目標策定・評価に一定の関与を行う仕組みを設定し、運用する。	○						◎								◎内閣官房、総務省
02-04	独立行政法人の情報システムの棚卸	未設定	未設定	－独立行政法人の情報システムの整備・管理について、全体の状況を把握するため、令和4年度（2022年度）に棚卸作業を行う。															◎内閣官房、総務省

施策番号	施策名	KPI （進捗）	KPI （効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
					10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
02-05	共通基盤を活用した警察業務（運転免許業務等）の合理化・高度化	各システムの開発進捗	未設定（令和4年度（2022年度）以降に検討）	－ 警察では、現場の警察活動の支援、迅速な警察行政への貢献、関係機関との連携の円滑化等を実現して様々な警察活動を支えるためのシステムを運用しているところ、警察庁及び都道府県警察において同様のシステムを個別に整備しており、システムの整備・維持に係るコストが増大している。 また、警察が所管する行政手続は多岐にわたっているところ、「新しい生活様式」の実践等が呼びかけられる中、こうした手続についてオンラインで申請等ができるシステムの構築が急務である。 － これらの課題を解決するため、警察庁では、警察庁及び都道府県警察が活用する共通のシステム基盤（共通基盤）を整備し、令和3年（2021年）4月から運用を開始した。令和3年度（2021年度）以降、警察のシステムの合理化・高度化を図るため、運転免許業務に係る新システムのほか、オンラインによる遺失届等の提出を可能とするシステムを共通基盤を活用して構築し、順次、警察庁及び都道府県警察の現行システムから移行する。 また、警察が所管する行政手続のオンライン化を実現するためのシステムや交通反則金等の支払方法を拡大するためのシステムを共通基盤を活用して構築する。 － これにより、国民の利便性の向上及び負担軽減、システムの整備・維持に係るコストの大幅な削減、行政手続の処理の効率化を実現するとともに、警察活動の高度化による一層の国民の安全・安心の確保を図る。	○						◎	○						◎警察庁
02-06	全国主要交差点への信号交差点到着時の信号灯火に関する情報等を提供するインフラの整備	TSPSを運用する都道府県数	TSPS整備交差点数	－ 令和2年度（2020年度）までは、交通量及び交通事故死者数が多い路線にTSPS（信号情報活用運転支援システム）の整備を実施。 － 令和3年度（2021年度）以降も、引き続き、交通量及び交通事故死者数が多い路線にTSPSの整備を実施。 － これにより、交通事故から国民の生命、身体が守られるとともに、円滑な交通を実現し、安全で安心できる道路交通環境の整備が可能。												◎			◎警察庁
02-07	交通規制情報のデータ精度向上等に関する調査研究	交通規制情報のデータ精度向上等に係る研究進捗	自動運転車が必要とする交通規制情報の提供及び管理の実現	－ これまで都道府県警察において実施されている交通規制に係る情報については、交通規制情報管理システムによりデータベース化を進めてきたが、情報が網羅的でない上、緯度・経度情報が登録されていない。また、交通規制に係る情報を適切に管理するには、膨大な作業時間を要しており、情報の精度向上に加え、その省力化が急務である。 － 令和3年度（2021年度）は、モデルシステムの構築に向けた交通規制情報収集アプリの開発や規制情報の精度向上が図れるアプリの開発、検証等を行い、令和4年度（2022年度）には、令和3年度（2021年度）までに検討及び開発した結果を踏まえて、交通規制情報を簡易に交通規制情報管理システムに登録するモデルシステムの構築、実証実験を行う。 － これにより、交通規制情報管理システムでデータベース化された交通規制情報の精度向上を図り、自動運転車が必要とする交通規制情報の適切な管理の実現に取り組むとともに、当該データベースの維持に係る省力化に取り組む。		○					○	○	◎			○			◎警察庁
02-08	交通管制の高度化に関する調査研究	交通管制システムの高度化に係る研究進捗	自動車の安全運転支援による安全かつ快適な交通環境及び高度な自動運転の実現	－ 現在の交通管制システムは、車両感知器、光ビーコン等の既存インフラから収集される情報を基に交通管制を行っており、人工知能（AI）等の新たな技術に十分に対応できていないほか、自動運転の実用化に向けたニーズ等に対応していくことが急務となっている。 － 令和3年度（2021年度）に、令和2年度（2020年度）の検討結果を踏まえ、民間プローブ情報等を活用した交通管制システムの仕様に係る検討を行い、令和4年度（2022年度）以降、モデルシステムの構築及び実証実験を行う。 － これにより、人工知能技術の発展、5Gネットワークの進展等による技術革新に対応するとともに、民間プローブ情報等を活用した新たな交通管制システムのモデルを確立し、自動車の安全運転支援による安全かつ快適な交通環境及び高度な自動運転の実現に寄与する。							○	○	◎			○			◎警察庁
02-09	視覚障害者、高齢者等の移動支援システムの普及促進	高度化PICSを運用する都道府県数	高度化PICS整備交差点数	－ 令和2年度（2020年度）までは、高度化PICS（歩行者等支援情報通信システム）に必要となる路側機の仕様書及び、路側機を整備する上で必要となる設置条件、導入フロー等を示した運用ガイドラインを制定し、視覚障害者団体等のニーズを踏まえて高度化PICSを整備するとともに、全国において普及が進むよう都道府県警察への働き掛けを実施。 － 令和3年度（2021年度）は、高度化PICSの有効性を踏まえて、音響信号機の音響を24時間鳴動させることが難しい場所を中心に全国において対応がなされるよう都道府県警察への働き掛けを実施。 － これにより、音響信号機の音響を24時間鳴動させることが難しい場所において、周囲への影響を低減しつつ、道路における視覚障害者、高齢者等の安全を確保するための道路交通環境の整備が可能。												◎			◎警察庁
02-10	港湾（港湾管理分野及び港湾インフラ分野）のデジタル化	サイバーポート(港湾管理分野及び港湾インフラ分野)について、令和4年度（2022年度）の稼働を目指し、システムの設計・構築を進める	未設定	－ 我が国の港湾の生産性を飛躍的に向上させ、港湾を取り巻く様々な情報が有機的に繋（つな）がる事業環境を実現することが求められている。 － 港湾管理者が提供する行政サービスの申請手続等を統一し電子化する港湾管理分野について、港湾行政手続の電子化や港湾関連の調査・統計業務の効率化に向けて、システムの設計・構築を進める。港湾管理者の保有する港湾台帳情報等を電子化・連携させる港湾インフラ分野について、港湾台帳等の既存データの棚卸しとデータ構造の再整備を行う等、システムの設計・構築を進める。加えて、港湾物流分野のデジタル化とあわせ、令和5年度（2023年度）以降の三分野一体運用を目指す。 － これらの取組により、港湾管理者の利便性の向上、港湾管理の効率化及び施設情報の効果的な利用を図る。	◎	◎					◎	◎	○			○	○	○	◎国土交通省、内閣官房、財務省
03-01	児童生徒1人1台端末の整備	教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	児童生徒1人1台端末の実現	－ GIGAスクール構想に基づき、義務教育段階の児童生徒1人1台端末の実現に向けた支援を行うとともに、在宅・オンライン学習に必要な通信環境の整備支援やセキュリティを確保した上で学校に整備された端末の家庭への持ち帰りに関する留意事項等を整理したガイドライン等を作成する。 － これにより、Society 5.0という新たな時代を担う人材の育成や、特別な支援を必要とするなどの多様な子供たちを誰一人取り残すことのない一人一人に応じた個別最適化学習にふさわしい環境を速やかに整備する。									◎						◎文部科学省、内閣官房、総務省、経済産業省
03-02	ICTを活用した教育サービスの充実	・EdTech導入補助金による学校等教育機関へのEdTech試験導入（令和3年度（2021年度）中に約3000校） ・STEAMライブラリーに掲載するSTEAM教育コンテンツの拡充（令和3年度（2021年度）中に約80件）	・実社会で必要となる資質・能力の育成 ・感染症の拡大時等の非常時における教育の継続性向上	－ Society 5.0という新たな時代を担う人材の育成に向けては、単なるICT環境及び端末の整備ではなく、一人一人の理解度・特性に応じた個別最適な学びや、異なる考え方が組み合わさりよりよい学びを生み出す協働的な学び、格差のない公平な学びの実現、感染症の拡大時等の非常時にも学びを継続できる環境を構築する必要がある。 － そこで、EdTechの学校への導入の推進を図るとともに、グローバルな社会課題を題材にした探究学習の素材となる産学連携のSTEAM教育コンテンツの開発と、それを掲載するオンラインSTEAMライブラリーの構築・拡充を進める。 － これにより、単なる教育における通信環境・端末整備にとどまることなく、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じて、実社会で必要となる資質・能力を育成するとともに、非常時にも強い教育環境を実現する。									◎						◎経済産業省、内閣官房、総務省、文部科学省

施策番号	施策名	KPI （進捗）	KPI （効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
					10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
03-03	児童生徒の学習データの継続的な活用に向けたデータ基盤の検討	教育データ標準第2版の公表（令和3年度（2021年度）中に公表予定）	教育データ利活用に向けた基盤の整備	－児童生徒一人一人に公正に個別最適化された学びの実現に向けては、1人1台の端末から生じる個人の教育データを継続的に利活用できるような仕組みの整備が急務。 －そこで、学校内外における児童生徒の学びやプロジェクトの記録を保存する学習ログや健康状態等について、1人1台端末の整備に合わせ、転校や進学等にかかわらず継続的にデータ連携や分析を可能にするための標準化や利活用を進める。そうした観点から、令和2年度（2020年度）には、「学習指導要領コード」を文部科学省「教育データ標準」（第1版）として公表し、現在第2版の作成に向け、検討を進めているところ。また、児童生徒の学習データの継続的な活用と教育政策へのデータの活用に向けたデータ基盤についても中長期的に検討を行う。 －これにより、校務の効率化を図るとともに、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない学びの実現に寄与する。									◎						◎文部科学省、内閣官房、個人情報保護委員会、総務省、経済産業省
03-04	教育・学習分野におけるデータ連携の推進	調査研究事業を通じた教育分野におけるデータ連携の推進に係る検討を令和3年度（2021年度）中に実施	調査研究事業を踏まえた教育分野におけるデータ活用の基盤構築方針の取りまとめ	－児童生徒に1人1台の端末環境が進展し、誰もが端末を通じてデータを各システムに蓄積して学習する態様が定着し、システムを越えたデータ連携の重要性が高まっている。 －異なるシステム間でのデータ連携を可能にする通信技術の検討等を行い、教育分野におけるデータ活用の基盤構築について検討する。 －本件の推進により、ICT活用による教育分野のデータ分析・活用が可能となる基盤の構築に繋(つな)がり、生産性の向上や付加価値の高い人材育成に貢献する。						◎	◎					○	○	◎総務省、文部科学省
03-05	新時代の学びを支える先端技術の活用推進	本事業での実証成果等を踏まえ、令和3年度（2021年度）内を目途に、学校現場における先端技術の利活用に関し、ガイドブックを増補・改訂	学校現場における先端技術の効果的な活用	－急激な社会的変化が進むSociety 5.0の時代において、子供たちが豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として、社会の形成に参画するための資質・能力を身に付けられるよう、先端技術の効果的な活用を通じて、教師の指導や子供の学習の質を更に高めることが必要。また、令和3年度（2021年度）から本格的に始動しているGIGAスクール構想による1人1台端末環境を前提とした、学校現場における先端技術の更なる効果的な活用方策の検討が必要。 －そのため、令和3年度（2021年度）に学校現場における先端技術の効果的な活用に向けた実証研究の実施及び実証の成果を踏まえた先端技術利活用ガイドブックの増補・改訂を行い、GIGAスクール構想の更なる推進に繋(つな)げる。 －これにより、教育の質を向上させ、「子供の力を最大限引き出す学び」を実現。										◎					◎文部科学省
03-06	学習者用デジタル教科書普及促進事業	学習者用デジタル教科書の学校における使用や供給に関する課題、クラウド配信に関するフィージビリティ、使用による効果・影響に関する実証の実施状況（1年に1度成果物の公表）	義務教育段階の公立学校のうち、学習者用デジタル教科書を整備している学校の割合について、令和7年度（2025年度）までに100%を目指す。（令和元年度（2019年度）：8.2%）	－学習者用デジタル教科書を制度化した学校教育法等の一部改正（平成30年度（2018年度））における附帯決議において、「デジタル教科書の使用による教育効果や児童生徒の心身の発達・成長を含めた健康面への影響に関して、本格的かつ長期的な調査研究や実証研究に基づいた客観的・定量的な検証を行い、知見を蓄積した上で、デジタル教科書の使用に関する必要な施策を講ずること」とされており、令和元年度（2019年度）・令和2年度（2020年度）に学習者用デジタル教科書の使用による教育上の効果・影響等について、実証研究を実施。 －令和3年度（2021年度）には、小中学校に広く学習者用デジタル教科書を提供し普及促進に向けた実証事業を実施する他、学習者用デジタル教科書のクラウド配信に関するフィージビリティ検証や、その使用による効果・影響の実証研究等を行う。 －この成果については、「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議」における議論に活用する。										◎					◎文部科学省
03-07	健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現	PHRサービスを普及展開していくための調査を実施（令和3年度（2021年度） 調査事業を実施）	「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を遵守し、マイナポータルAPI連携が認められた事業者数	－個人に関する健康・医療・介護等データ（PHR：Personal Health Record）は、医療機関・事業者等で閉じて利用されているため、本人が蓄積・利活用（他者への提供を含む。）することが困難な状況。平成28年度（2016年度）から平成30年度（2018年度）までPHRを活用した具体的なサービスモデルの構築に向けた4つの研究事業及び分野横断的にPHRを収集・活用する情報連携技術モデルの構築に向けた2つの研究事業を実施。令和元年度（2019年度）以降においては、当該研究事業の成果を踏まえつつ、厚生労働省及び経済産業省とともに民間事業者に必要なルールの在り方等を検討。 －令和3年度（2021年度）においても、引き続き、上記の民間事業者に必要なルールの在り方等を検討し、PHRサービスの普及展開を図っていく。 －このような取組により、国民の疾病等の予防、健康づくりの推進等に貢献。				◎	○			○							◎総務省、個人情報保護委員会
03-08	指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベースの活用促進	データ登録進捗率（データベースへのデータ登録件数／受給者証の発行件数（令和2年度（2020年度）衛生行政報告例））	データベースからのデータ提供件数	－症例が比較的少なく、全国規模で研究を行わなければ対策が進まない難病や小児慢性特定疾病について、一定の症例数を確保するため、指定難病患者や小児慢性特定疾病児童等の診断基準等に係る臨床情報等を収集。 －平成29年度（2017年度）中に指定難病や小児慢性特定疾病に係るデータベースを構築し、データ登録、データベース制度の周知を通じ、データベースの登録件数の拡大を図るとともに、令和元年度（2019年度）には、研究者へのデータ提供を開始。 －一定の症例数を確保することで、患者の臨床情報などを把握することが可能となり、研究の推進や医療の質の向上に結びつけ、難病・小児慢性特定疾病の克服に貢献。 －難病患者等の利便性の向上を図るため、「デジタル・ガバメント実行計画」等に基づき、指定難病及び小児慢性特定疾病に係る医療費助成制度における申請のオンライン化の実施についての検討等の取組を進める。						◎								◎厚生労働省
03-09	健康・医療・介護分野に関わる多様な主体の情報共有・連携の仕組みの確立、成果の推進・普及	・新型コロナウイルス感染症発生後における医師対医師（DtoD）の遠隔医療の取組状況等の調査の実施 ・上記調査や過年度調査を踏まえた、医師対医師の遠隔医療（DtoD）のモデルの検討	・「遠隔医療モデル参考書 －医師対医師の遠隔医療（DtoD）版－」の策定	－健康・医療・介護分野に関わる多様な主体の情報共有・連携の仕組みの確立、成果の推進・普及は、医療費・介護費の増大や医療資源の偏在といった現状の課題の解決、健康寿命の延伸や医療製品・サービスの強化に資するものである。特に、遠隔医療については、医療の質の向上、患者の利便性の向上、離島やへき地などにおける医療の地域差の是正等、地域医療の充実の観点から重要と位置付けられてきたが、新型コロナウイルス感染症の発生により、遠隔医療に対するニーズが更に高まっている。 －令和3年度（2021年度）においては、新型コロナウイルス感染症発生後における医師対医師（DtoD）の遠隔医療の取組状況等の調査を実施すると共に、当該調査や過年度調査を踏まえ、医師対医師の遠隔医療（DtoD）のモデルの検討を行い、「遠隔医療モデル参考書 －医師対医師の遠隔医療（DtoD）版－」を策定する。 －このような取組により、地域の医療機関での効果的な情報共有や、地域を越えたデータ活用による患者等への適切な医療サービスの提供が可能となるなど、国民一人一人を中心としたデータの統合による個々人に最適な医療提供体制の充実等に貢献。	◎				○										◎総務省、厚生労働省
03-10	保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの推進	保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの整備状況	保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みでのデータ利活用	－患者の保健医療情報を全国の医療機関等で確認可能とすべく、着実に取組を進める。このため、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診等情報を確認できる仕組みについて、特定健診情報は遅くとも令和3年（2021年）10月までに、また、薬剤情報についても同月から確認できるようにする。 －さらに、手術の情報など対象となる情報を拡大し、令和4年（2022年）夏を目途に確認できるようにする。 －これらの取組を進めることにより、患者の保健医療情報を医療機関等で確認することが可能となる。								◎						◎厚生労働省
03-11	匿名加工医療情報の利活用の推進	認定匿名加工医療情報作成事業者による医療情報の収集規模	匿名加工医療情報の利活用件数	－健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を推進するため、匿名加工医療情報作成事業者の認定等を内容とする医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。）を平成30年（2018年）5月に施行。 －今後、次世代医療基盤法を円滑に運用することが重要。 －具体的には、産学官による匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進するため、次世代医療基盤法に関する国民・患者の理解を促進し普及啓発を図る。				◎				○					○	○	内閣官房、◎内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

施策番号	施策名	KPI （進捗）	KPI （効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
					10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
03-12	予防接種記録の電子化推進と疫学調査等への活用の検討	予防接種履歴と診療情報の紐付けされたデータ数	モデル事業の実施状況	－「予防接種に関する基本的な計画」（平成26年厚生労働省告示第121号）において、予防接種・ワクチンで防げる疾病は予防することを基本的な理念として、感染症の発生及びまん延の予防の効果並びに副反応による健康被害のリスクについて、利用可能な疫学情報を含めた科学的根拠を基に比較考量することとされている。 －このため、平成30年度（2018年度）においては、国内の医療情報データベース等を活用した効率的な情報収集方策について調査を実施し、令和元年度（2019年度）からは、予防接種情報と一部診療情報を紐付けるモデル事業を実施しており、令和3年度（2021年度）も引き続き実施する。 －これにより、予防接種の有効性・安全性についての迅速な評価を行う基盤構築に向けた取組を進める。				○				◎							◎厚生労働省
03-13	レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業	データヘルス計画に関する研修会の開催状況（健康保険組合のデータヘルス計画の分析結果のフィードバック）	第2期データヘルス計画の各年度の実績報告を6月末までに作成し、厚生労働省に提出する健康保険組合数	－データヘルス計画については各保険者において策定されているが、その実施状況等については、各保険者間においてばらつきがある。 －令和3年度（2021年度）も引き続き、効果的・効率的なデータヘルスの普及に向け、評価指標や保健事業の標準化を検討する。 －これにより、先進的な保険者に限らず、中・小規模の保険者も等しく効果的・効率的な保健事業を実施でき、健康寿命の延伸、重症化予防等を推進する。											◎				◎厚生労働省
03-14	ICT等を用いた遠隔診療の推進	遠隔医療従事者研修の延べ受講者数	遠隔診療に関する診療報酬の算定件数	－遠隔医療に関する基礎的な知識を習得させることを目的とした遠隔医療従事者研修を引き続き実施。 －オンライン診療に関する新型コロナウイルス感染症への対応の検証等も踏まえ、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を定期的に見直す。 －「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の改訂の状況等を踏まえ、診療報酬における対応についても引き続き検討。 －これらにより、医療の質を向上させ、国民の健康を増進。						◎			○						◎厚生労働省、総務省
03-15	8K等高精細映像技術の医療応用の推進	・8K等高精細映像技術を活用した内視鏡遠隔手術支援システムの開発 ・8K等高精細映像技術を活用した内視鏡遠隔手術支援に必要な映像伝送容量や通信時間等の技術要件を導出	・8K等高精細映像技術を活用した内視鏡遠隔手術支援に必要な映像伝送容量や通信時間等の技術要件を導出	－8K技術を活用した内視鏡手術システムは、これまでの内視鏡手術よりも安全性及び効率性を高める可能性があり、速やかな普及が期待されていることから、8K内視鏡システムの更なる小型化等の改良や当該システムを応用した遠隔手術支援の実現に向けた研究開発を実施。 －8K内視鏡遠隔手術支援システムの試作機を用いて、動物を使用した模擬臨床試験を実施し、医療上の有効性を実証するともに、普及展開に向けた経済的な観点からの検討・分析を行う。また、8K内視鏡遠隔手術支援の技術要件集を策定する。 －このような医療等分野における先導的なICTの利活用に向けた研究開発を実施することで、健康寿命の延伸、医療資源の偏在等、社会的課題の解決に資するとともに、医療分野における新たなサービス創出等による経済成長を期待。									◎						◎総務省
03-16	防災・減災のため、必要な情報を円滑に共有できる仕組みの構築	実災害対応・訓練後にISUTの対応について検証を実施する。	検証を踏まえたISUTの運用を行う。	－災害対応に当たる者の迅速かつ的確な意思決定を支援するため、災害状況をより迅速かつ体系的に把握する仕組みを検討する必要がある。 －令和元年度（2019年度）から災害対応現場における情報収集・整理を支援するチームであるISUT（Information Support Team）の本格運用を開始し、現場で対応に当たる者の災害状況のより迅速かつ体系的な把握に寄与するよう機能向上を図る。 －これにより、災害が発生した際、災害対応に当たる者が所要の情報を迅速に把握・利活用できるようになり、効果的な災害対応が可能。		◎						○				○	○	○	◎内閣府、関係府省庁
03-17	国・地方公共団体・事業者等における災害情報の共有の推進	訓練又は災害発生時に、地方公共団体や事業者等へのSIP4Dを活用した情報共有を年1回以上実施	国・地方公共団体・事業者等で必要な災害情報を共有できる仕組みの構築により、きめ細やかかつ迅速な災害対応を実現	－国・地方公共団体・事業者等の各主体が個々に収集・管理している災害情報を共有することで、迅速で効果的な災害対応を支援する。 －SIP4Dに災害情報を集約するとともに、災害対応を支援する実証実験及びSIP4Dの高度化のための研究開発を推進する。 －これにより、災害が発生した際、災害対応に当たる者が所要の情報を迅速に把握・利活用できるようになり、効果的な災害対応が可能。						○			◎					○	○	◎内閣府、文部科学省
03-18	罹(り)災証明のデジタル化	被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体（都道府県）数	罹(り)災証明手続のデジタル化を導入した地方公共団体数（令和2年度（2020年度）末：718団体）（システムの導入等により、手続の迅速化や他の支援策との連携等を行っている団体数）	－罹(り)災証明手続のデジタル化については、令和2年度（2020年度）末において、約40%の地方公共団体がシステムの導入等を行っているものの、引き続き、その手続の在り方を見直すことが課題。 －このため、内閣府において、地方公共団体が共同利用可能なシステム上で、住民情報を被災情報と連携して被災者支援に活用でき、また、罹(り)災証明書の電子申請やコンビニでの交付にも対応できる基盤的なシステムを令和3年度（2021年度）中に整備予定。 －また、航空写真の活用等による住家の被害認定調査の迅速化・効率化手法については、罹(り)災証明手続のデジタル化に関する事例等と併せて、引き続き、地方公共団体に周知。 －これにより、罹(り)災証明手続の迅速化・効率化を図ることができ、被災者及び行政機関の負担軽減に寄与。	◎				◎										◎内閣府、内閣官房
03-19	被災者台帳管理	被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体（都道府県）数	被災者台帳管理にマイナンバーの活用を予定している地方公共団体数	－被災者の援護に関する業務において、公平な支援を効率的に実施するためには、被災者の被害の状況や支援の実施状況などを一元的に集約した被災者台帳が重要。 －そのため、地方公共団体に対して会議等の場において、被災者台帳の作成を促している。 －引き続き、会議等の場を通じて被災者台帳の作成を促すとともに、台帳作成に際するマイナンバー活用のメリットを周知していく。また、令和3年度（2021年度）に被災者支援システムをクラウド化し、令和4年度（2022年度）以降に運用できるよう整備をしている。 －また、被災者台帳の作成及び作成に際するマイナンバー活用のメリットに関してあらゆる機会を設けて継続的に普及啓発を促すことで、被災者と行政の利便性の向上を図るとともに、被災者台帳のシステムのクラウド化を推進することにより、システム整備に係る費用の低減を図る。					◎										◎内閣府、◎内閣官房
03-20	被災者支援におけるマイナポータル活用の推進	被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体（都道府県）数	取扱機関（市町村）数 （子育て及び介護ワンストップサービスに準ずる）	－被災者支援制度の周知及び各種手続に係る被災者と行政の負担軽減を実現することが重要。 －そのため、平成31年（2019年）3月に「被災者支援制度におけるマイナポータルの活用に関するガイドライン」を作成し、地方公共団体に送付するほか、会議等の場においてもマイナポータルの活用を促している。 －また、令和2年（2020年）8月に同ガイドラインを改訂し、地方公共団体に送付したほか、引き続き会議等の場を通してマイナポータルの活用を促していく。 －引き続き、あらゆる機会を設けて継続的に普及啓発を促し、電子申請機能を活用した各種手続に係る被災者と行政の負担軽減を図っていく。	◎				◎										◎内閣府、◎内閣官房
03-21	被災者生活再建支援金手続における添付書類不要化等	被災者生活再建支援金手続に関する説明会における参加地方公共団体（都道府県）数	被災者生活再建支援金の手続において住民票の写しを不要化した地方公共団体数	－被災者生活再建支援金手続においては、当該手続をより迅速かつ効率的に行うことができるようにすることが課題となっている。 －このため、当該手続におけるマイナンバーを利用した罹(り)災証明情報の庁内連携の実施や住民票の写しの添付の不要化について、活用事例等を地方公共団体に対して周知する等、その促進を図る。 －また、内閣府において、マイナポータルと連携した、地方公共団体が共同利用可能なシステムの活用による、当該手続の簡素化や電子申請の円滑化について検討を行う。 －さらに、被災者生活再建支援金手続における、マイナンバー制度の情報連携を活用することによる口座情報の写しの添付の不要化を実現する予定。 －これにより、支援金手続における被災者及び行政機関の負担軽減に寄与。	◎				◎										◎内閣府、◎内閣官房、◎厚生労働省

施策番号	施策名	KPI （進捗）	KPI （効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
					10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
03-22	AIチャットボット等の活用	防災チャットボットの実証実験・実災害適用回数	防災目的のチャットボットを利用可能な地方公共団体数（令和5年度（2023年度）100地方公共団体）	－ 災害対応においては、行政機関が迅速に情報収集を行い、被災者にとって必要な情報を的確に発信することが重要。 － このため、SIP第2期において、住民一人一人との自動対話機能で被災情報集約と避難支援情報発信を同時に実現する防災チャットボットの研究開発と社会実装の取組について、実証実験や実災害適用を行いつつ進める。								○	◎				○	○	◎内閣府、内閣官房、総務省
03-23	準天頂衛星システムを活用した避難所等における防災機能の強化	安否確認サービスの地方公共団体への導入	災害時に確実に通信できる体制を構築し、耐災害性に優れた衛星通信による発災後早期の災害情報の通知や避難者情報収集等を実現	－ 平成30年（2018年）11月1日に準天頂衛星システムの運用を開始し、7県に端末の貸出を実施し試行的に導入を行うことを決定。 － 令和元年度（2019年度）において、5県に端末の貸出を実施し試行的に導入を行うことを決定。 － 未導入の地方公共団体へ安否確認サービスに関する説明を行うとともに、端末貸出の公募を継続し、利用拡大に向けた端末貸出の拡大を行う。 － 令和5年度（2023年度）を目途に7機体制を構築。								◎					○	○	◎内閣府
03-24	準天頂衛星システムの開発・整備・運用	準天頂衛星システムの着実な運用及び令和5年度（2023年度）を目途とする7機体制の構築に向けた衛星・地上システムの開発・整備	準天頂衛星システムによる、衛星測位サービス、測位精度や信頼性を向上させる測位補強サービス及び災害情報・安否情報を配信するメッセージサービスの提供	－ 平成30年（2018年）11月1日に準天頂衛星4機体制による運用を開始。 － 令和3年度（2021年度）に初号機後継機を打上げ。 － 令和5年度（2023年度）を目途に7機体制による持続測位を実現。								◎	○						◎内閣府
03-25	防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備推進	新規整備等件数（令和3年度（2021年度）：約2,000か所）	整備済箇所数（令和3年度（2021年度）までに約3万箇所）	－ Wi-Fiは、高速・大容量の無線通信が可能であり、IoT社会を支える重要な社会インフラとして、早急な整備が求められている。 － 他方、Wi-Fi環境の必要性、防災面等での有用性及び整備の推進について地方公共団体の知識や認識が不足していることから、地方での活用事例の創出等を進めるなど、普及促進を図ることが必要。 － 引き続き、国による支援を活用した整備、地方財政措置を活用した整備、自主的な整備等、官民連携して更に整備を加速する。						◎								○	○	◎総務省
03-26	公共安全LTEの実現に向けた総合実証	社会実装に向けた技術的な検討	公共安全LTEの運用開始（令和3年度（2021年度）からの先行的な運用開始及び令和4年度（2022年度）からの運用本格化）	－ 従来の公共業務用無線は音声通信中心のシステムであり画像、動画等の大容量のデータ通信が難しい。また、各機関が個別に整備するために高コストであるとともに、関係機関間の円滑な情報交換も容易ではない。 － 令和3年度（2021年度）は、令和2年度（2020年度）に実施した公共安全LTEに具備する基本機能の検証結果等を踏まえ、関係機関の協力も得ながら、災害時に特に求められるシステム全体の安定性・信頼性の向上のための技術実証を実施する。 － これにより、公共機関における通信手段の高度化や、独自の通信方式ではなく世界的に標準化された技術を活用し、共同利用型のシステムとして整備することで、規模の経済による低コスト化が期待されるとともに、関係機関が同一ネットワークで繋(つな)がることによって組織を超えた円滑な情報共有が可能となり、もって災害時等における円滑な救助・復旧活動の実現が期待される。								◎				○			◎総務省
03-27	Jアラートによる迅速かつ確実な情報伝達の実施	情報伝達手段を多重化した地方公共団体数	地理的な制約、年齢、身体的な条件等に関わらず、全ての住民の迅速かつ確実な避難の実施	－ 国はこれまでもJアラートによる緊急情報の発信を実施。 － 引き続き、Jアラートによって自動起動する情報伝達手段の多重化を進めるとともに、国と地方公共団体が連携した全国一斉情報伝達試験を実施することで、全ての国民が災害等の緊急情報を迅速かつ確実に受け取ることができる体制を構築。 － これにより、緊急情報を国から住民に迅速かつ確実に伝達。						◎								○	○	◎総務省
03-28	Lアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の拡充・利活用の拡大	研修の実施回数	Lアラート高度化システムの導入都道府県数（令和3年度（2021年度）末25都道府県）	－ 令和2年度（2020年度）は、地方公共団体者等の情報発信者、多様なメディアによる更なる利活用を推進するため、Lアラートに関する研修やセミナーを通じた普及啓発等を行った。令和2年（2020年）12月時点で、警戒レベル等、新しい避難情報のルールに対応した高度な情報を発信できる、Lアラート高度化システムを導入した都道府県は21都道府県となっている。 － 令和3年度（2021年度）も引き続き、地方公共団体やライフライン事業者等の情報発信者、多様なメディアによる更なる利活用を推進するため、Lアラートに関する研修やセミナーを通じた普及啓発等を行う。また、令和3年度（2021年度）末には新しい避難情報のルールへの対応や、地図化システム等のLアラート高度化システムの25都道府県での整備を目指す。 － これにより、実証実験等で得た知見を活用し、Lアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の拡充・利活用を推進。								◎					○	○	◎総務省
03-29	自動運転のアーキテクチャ構築と実証事業の推進	モビリティ分野における地理系データのポータルサイトへの登録者数	自動運転による移動・物流サービスのための運行管理や乗換案内、災害発生時の走行ルートの検索、車両プローブ情報による道路渋滞情報等の提供等、多様な利用者が交通環境情報を様々なサービスに利用できるようになる。	－ 情報所有者と情報活用者のマッチングを図り、情報流通を促進させる仕組みを構築するために、そのトリガーとなるためのデータ整備を行うとともに、ポータルサイト（MD communet）の一般公開に向けた取組を実施する。								◎							内閣官房、◎内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省
03-30	「官民ITS構想・ロードマップ」に基づいた取組の推進	「官民ITS構想・ロードマップ」本文内に記載	「官民ITS構想・ロードマップ」本文内に記載	－ 自動運転（SAEレベル3以上）の実現に向け、関連する法制度整備と技術開発を推進。法制度整備に関して、「自動運転に係る制度整備大綱」（平成30年4月17日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づき、自動運転等の設計・製造過程から使用過程にわたる安全性を一体的に確保するための「改正道路運送車両法」が施行（令和2年（2020年）4月）。また、自動運転技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定等の整備を行う「改正道路交通法」が施行（令和2年（2020年）4月）。技術開発は東京臨海部等、全国で実証実験を実施。こうした取組を踏まえ、民間事業者において世界で初めて自動運転レベル3の型式指定及び市場化や、無人自動運転移動サービスの実用化が実現した。 － 令和3年度（2021年度）以降、引き続き、関連する法制度整備の検討と、技術開発・実証実験を通じた社会利用を推進することで、高度な自動運転の実現を目指す。 － これにより、道路交通に関する社会課題の解決を目指す。									◎				○	○	◎内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省
03-31	官民連携でのETC2.0データの活用	ETC2.0データの配信の実施（サービス提案者と調整が整ったものから順次）	民間での新たなサービスの創出を促し、交通の利便性、円滑化、安全性の向上等地域のモビリティサービスを強化	－ 車両の情報、走行履歴情報、挙動履歴情報により構成されるETC2.0データの官民連携による利活用に向けて、平成30年（2018年）8月及び令和元年（2019年）10月に新たなサービス提案の公募を実施し、計23サービス案を選定。 － 民間からの提案サービスのうち調整が整ったものから、実用化に当たっての制度的・技術的な課題を検討した上で、実証実験を開始する。 － これにより、民間での新たなサービスの創出を促し、交通の利便性、円滑化、安全性の向上等地域のモビリティサービスを強化。		◎													◎国土交通省

施策番号	施策名	KPI （進捗）	KPI （効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）											手引		府省庁名
					10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
03-32	救急車等緊急自動車や路線バスの交差点優先通行システムの順次導入及び路側インフラが不要なシステムの開発	FAST（現場急行支援システム）及びPTPS（公共車両優先システム）を運用する都道府県数	FAST又はPTPSの機能を有する車載機台数	－ 令和2年度（2020年度）までは、FAST（現場急行支援システム）については、消防機関等のニーズを踏まえて病院の周辺等に整備を実施し、PTPS（公共車両優先システム）については、バス事業者等のニーズを踏まえて整備を実施。また、内閣府SIP第2期「自動運転（システムとサービスの拡張）」において、路側インフラが不要なFAST及びPTPSに関する研究開発を実施。 － 令和3年度（2021年度）以降も、引き続き、FASTについては、消防機関等のニーズを踏まえて病院の周辺等に整備を実施し、PTPSについては、バス事業者等のニーズを踏まえて整備を実施。また、内閣府SIP第2期「自動運転（システムとサービスの拡張）」において、路側インフラが不要なFAST及びPTPSに関する研究開発を、引き続き実施。 － これにより、緊急車両の早期現場到着が可能となり、国民の生命、身体が守られるとともに、円滑な交通を実現し、安全で安心できる道路交通環境の整備が可能。									◎			○			◎警察庁
03-33	スマートフードチェーンによる生産・流通改革	スマートフードチェーン基盤の構築（令和4年度（2022年度）まで）	スマートフードチェーン基盤の活用事業者数	－ 食料の安定供給・農林水産業の持続的発展と豊かな地球環境の維持を両立するため、持続可能な食料システムの構築が重要かつ緊急の課題となっており、農業データ連携基盤の機能拡張により、農産物・食品の生産から販売・消費・輸出に至るまでの様々なデータを収集・活用し、国内外の市場や消費者のニーズに機動的に応える無駄のない生産を行うため、スマートフードチェーンシステムの構築を進めた。 － 食品・流通事業者、ICTベンダーをはじめ、多くの民間企業等の参画・協力を得ながら、共同物流や精密出荷予測等の実証を行うとともに、スマートフードチェーンを活用して流通情報を公開し、農産物の付加価値向上を図る新たなJAS（日本農林規格）の策定に向けた検討を行う。 － これらの取組を通じて、我が国の農水産物・食品の信頼性の確保、付加価値の向上、輸出拡大に貢献。								◎	○						◎農林水産省、内閣官房、内閣府
03-34	デジタル化による食品流通の合理化・高度化	持続的な食品流通モデルの構築	事業実施前と比較し ・流通における所要時間や経費等を30%以上削減 　又は ・農林水産物・食品の輸出額を30%以上向上	－ 我が国社会全体のデジタル化を強力に進める中、他産業と比して遅れている食品流通業におけるデジタル化を推進することにより、食品流通の合理化・高度化を進める必要。 － 輸出条件への対応及び取引の高度化に必要なトレーサビリティを確保するためのデータ連携システムの構築、データ連携の効果を最大限発揮しうるICTを活用した業務の省力化・自動化等の取組を支援。 － これらの取組を通じて、食品流通の合理化及び農林水産物・食品の輸出拡大に貢献。								◎							◎農林水産省
03-35	農業生産のスマート化	・病害虫画像の収集スキームを搭載した病害虫診断サービスの開始（令和4年度（2022年度）末までに1件以上） ・育種バーチャルラボの実装（令和3年度（2021年度）末までに農業データ連携基盤を介したデータ蓄積・提供の運用開始）	・病害虫画像収集データ数（令和4年度（2022年度）末までに500件以上） ・育種バーチャルラボの接続機関数（令和3年度（2021年度）末までに5機関以上）	－ 農業者の減少と高齢化、さらには後継者不足が進行し深刻な問題となっている中、スマート技術を駆使した生産性の高い農業を実現する必要がある。本目的の達成のため、これまでに野菜の主要病害虫の画像診断技術を農業データ連携基盤上で公開したほか、育種関連データの保存と利用を支援する育種バーチャルラボの開発等を推進。これらスマート技術の社会実装に向け、技術の実証及び改善が必要。 － 令和3年度（2021年度）からは、各種AIの精度向上及び画像診断サービスや育種バーチャルラボの社会実装を推進し、これらサービスを通じた持続的なデータの蓄積体制の構築を目指す。 － これにより、病害虫防除と品種育成において、生産性の高い農業に資するスマート技術の持続的な提供を実現。								◎	○						◎農林水産省
03-36	農業情報の標準化の推進	策定した情報の取扱いに係るガイド及び標準化に係る個別ガイドライン等数（令和3年度（2021年度）12件）	標準化に係るガイドライン等の閲覧数	－ データを活用した農業を推進するためには、農業情報の相互運用性・可搬性の確保に資する標準化や情報の取扱いに関する政府横断的な戦略を策定し、これを踏まえた取組を推進することが不可欠。このため、農業ITサービス標準利用規約ガイド及び標準化ロードマップに基づき11項目の個別ガイドライン等を策定。 － 令和3年度（2021年度）以降も、これまで策定した個別ガイドラインの普及促進及び必要に応じた見直しを行うとともに、各事業者間でのデータ連携を可能とするシステム基盤における標準化の進捗やデータ連携の実情等を踏まえ、個別ガイドラインを策定していくこととする。 － これらにより、農業分野全体における情報創成・流通を促進し、我が国農業の産業競争力を強化。								◎							◎内閣官房、農林水産省、総務省、経済産業省
03-37	スマート農業実証プロジェクト（「スマート農業加速化実証プロジェクト」及び「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」）	実証課題設計書に設定した年度計画の進捗状況（単年度評価の結果）	実証課題設計書において設定した成果目標を達成した実証計画数（終了時評価を実施した実証計画数の80%以上）	－ 農業者の生産性を飛躍的に向上させるためには、近年、技術発展の著しいロボット・AI・IoTなどの先端技術を活用した「スマート農業」の社会実装を図ることが急務。 － 先端技術を活用して持続可能な生産基盤を構築するため、輸出重点品目の生産拡大やシェアリング等の新たな農業支援サービスなどのテーマに基づいた実証を行い、その経営効果等を検証し、情報発信することにより、スマート農業の社会実装を図る。 － これにより、スマート農業が広く定着し、ほぼ全ての農業の担い手がデータを活用した農業を実践。									◎						◎農林水産省
03-38	データをフル活用したスマート水産業の推進	水産業におけるデータ契約ガイドラインの策定（令和3年度（2021年度）まで）	漁業者等に対するデータ連携基盤を活用したサービスの提供（令和3年度（2021年度）までに10サービス以上）	－ 水産分野における、データを連携・活用・共有する取組を進めることが課題となっていることから、水産業データ連携基盤を構築するとともに、令和2年度（2020年度）にデータ利活用のための有識者協議会を設置し、データポリシーの策定やデータ標準化のための検討を進めてきた。 － 令和3年度（2021年度）以降も、データポリシー、データ標準化に向けた検討を進め、令和3年度（2021年度）中に、水産分野におけるデータ契約のガイドラインを策定するなど、データ利活用を促進する環境を整備する。 － これらの取組を通じて、データの連携・共有・活用を図り、水産資源の評価・管理の高度化を実現するとともに、水産業を支援するサービスを創出する。		○	○	◎				○	○						◎農林水産省、内閣官房
03-39	水産流通適正化に係る電子システム対策事業	産地市場等における漁獲番号等の電子的な発行・伝達体制の構築	漁獲番号等の発行・伝達に係るシステム整備を実施した産地市場数	－ 水産物の流通に関しては、資源管理の徹底や、IUU（違法、無報告、無規制）漁業の撲滅等の観点から、違法漁獲物の流通防止対策の必要性が高まっている。 － このため、漁業者等の届出、漁獲番号等の情報の伝達及び取引記録の作成・保存等が義務付けられる特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）が令和2年（2020年）12月に成立し、令和4年（2022年）12月までに施行予定。 － 同制度の円滑な運用に向け、関係する漁業者、漁業協同組合、流通・加工業者及び産地市場等の負担軽減を図るため電子化等体制の整備・普及を行う。			◎				◎								◎農林水産省
03-40	農林水産省共通申請サービス（eMAFF）によるDXの促進	令和4年度（2022年度）にオンライン化率（全体の手続のうち、オンライン化した手続の割合）100%	令和7年度（2025年度）にオンライン利用率（全体の申請のうち、オンライン申請の割合）60%	－ 農業従事者数の減少及び高齢化に加えて、地方公共団体の農政担当職員等も減少している状況。農林水産業を成長産業としていくため、行政手続の申請・審査に係る労力を軽減し、農林漁業従事者が経営に、地方公共団体等の職員が農林漁業従事者のサポートに、農林水産省が効果的な政策の企画立案に注力できる環境を整備することが必要。 － そのため、農林水産省が所管する法令及び補助金等の行政手続の申請に係る書類や申請項目等の抜本的な見直しを進めながら、農林漁業者等が自分のスマホやタブレット等からオンラインで申請が行えるようにする「農林水産省共通申請サービス（eMAFF）」を構築。また、eMAFFの利用を進めながら、デジタル地図を活用して、農地台帳、水田台帳等の農地の現場情報を統合する「農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）」を開発。併せて、eMAFFにより得られる膨大なデータも活用した政策立案を進めるため、農林水産省職員向けのデータサイエンティスト研修を行うなどデータ活用人材の育成にも注力。 － これにより、申請者はいつでも容易にオンラインで申請可能となるほか、ワンストップ、ワンスオンリー（一度登録した情報を再度入力する必要がない）など申請者の利便性が向上。また、事務負担を軽減するとともに、各種データを集約・分析して農林漁業者等へ提供することで、データ駆動型の農林水産業を実現。さらに、オンライン利用率が高まることにより、各事業の事務コストの削減し、農地の利用状況の現地確認等の抜本的な効率化・省力化が可能。加えて、農林水産行政等のデータを集約し、職員の能力向上と相まって、データを十分に活用にした政策立案が可能となる。	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎						◎農林水産省

施策番号	施策名	KPI （進捗）	KPI （効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
					10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
03-41	森林クラウド・SCMによる施業集約化・流通の効率化を実現するためのスマート林業等（林業イノベーション）の推進	・森林クラウドを導入している都道府県数	・私有人工林面積における集積・集約化の目標面積に対する割合（令和10年度（2028年度）末までに100%） ・木材需給情報データベースの活用事業者数（令和3年度（2021年度）末までに250社）	－ 我が国の森林所有構造は、小規模・零細であり、所有者の世代交代や不在村化等から、今後、所有者の特定が困難な森林の増加が懸念され、効率的な森林整備のためには、所有者・境界を明確化し、その情報を担い手に提供して施業集約化することが必要。このため、平成30年度（2018年度）までに森林所有者情報を取りまとめた林地台帳の整備に向けて取り組んできたところ。 － これまでの取組を踏まえ、都道府県、市町村、森林組合や林業事業体等が管理する森林資源情報、森林所有者情報、施業履歴等の森林情報を共有するための森林クラウドの導入に向けた取組を推進。また、森林組合や林業事業体等が森林クラウド等を活用することにより、森林所有者に対する施業の働きかけを効率的に行い、森林施業の集約化等を推進。 － このため、特に、集積・集約化が求められる私有人工林において令和10年度（2028年度）末までにその半数（約310万ha）を集積・集約化することとし、これを森林の経営管理の集積・集約化の目標面積とする。 － 効率的なサプライチェーンの構築に向けて、民間事業者間で需給等データを共有する取組を推進。								◎					○	○	◎農林水産省
03-42	筆ポリゴンデータのオープンデータ化・高度利用促進	筆ポリゴンの利用促進に係る措置の実施状況	利用者数（ダウンロード数等）	－ 農地の区画情報である筆ポリゴンは、一筆ごとにIDを付与して令和元年度（2019年度）からオープンデータとして提供を開始しており、民間事業者等が提供する農業サービスへの活用のほか、行政機関や農業団体の業務効率化など様々な場面で幅広く活用されている。 － 令和3年度（2021年度）は、前年度に更新した筆ポリゴンデータを公開するとともに、更新精度の向上等を図るための取組を引き続き進める。また、筆ポリゴンの安定的な継続利用を可能にするID履歴、筆ポリゴンに紐付く付加価値情報及び筆ポリゴンの管理・運用のためのシステムを構築する。 － これにより、筆ポリゴン利用者の更なる利便性の向上及び高度利用の促進を図る。	○							◎							◎農林水産省
03-43	サイバーポートの整備（港湾物流分野）	サイバーポート(港湾物流)へ接続可能な港湾関係者数	サイバーポート(港湾物流)各種機能の利用回数	－ 民間事業者間の港湾物流手続を電子化するプラットフォームである「サイバーポート」（港湾物流分野）を令和2年（2020年）末までに構築し、令和3年（2021年）から利用者に対する連携・受入テストを実施し、令和3年（2021年）4月に第一次運用を開始した。 － 今後、NACCSとの直接連携強化等の機能改善や利用促進を図るとともに、運営体制の確立に向けた検討を進める。 － これらの取組により、民間事業者間での情報の再入力・照合作業の削減やトレーサビリティの確保による港湾物流分野の生産性向上を図る。	◎	◎					○	◎	○			○			◎国土交通省、内閣官房、財務省
03-44	良好な労働環境と世界最高水準の生産性を有する「ヒトを支援するAIターミナル」の実現	「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向け、以下の取組を実施 熟練技能者の暗黙知の継承（令和3年度（2021年度）まで） コンテナ蔵置場所の最適化（令和2年度（2020年度）まで） コンテナダメージチェックの効率化（令和3年度（2021年度）まで）	「ヒトを支援するAIターミナル」を実現したコンテナターミナルにおいて、外来トレーラーのゲート前待機をほぼ解消（令和5年度（2023年度）まで）	－ 近年の大型コンテナ船の寄港の増加によるコンテナ船の荷役時間の長期化やコンテナターミナル周辺での渋滞の深刻化に対応するため、国土交通省港湾局において、「ヒトを支援するAIターミナル」を実現し、良好な労働環境と世界最高水準の生産性を創出する。 － 令和元年度（2019年度）に創設した遠隔操作RTG※の導入に係る支援制度を活用し、遠隔操作RTG等の導入を促進する。また、これら荷役機械の生産性向上に資するAI等を活用したターミナルオペレーション最適化実証事業をはじめとした、AIターミナル高度化実証事業を実施している。 － 令和2年度（2020年度）までに開発したターミナルオペレーションの最適化に資するシステムを活用し、荷繰り回数の最小化の改善効果等について明らかにするとともに、令和4年度（2022年度）までに、その他の所要のシステムについても開発する。 ※タイヤ式門型クレーン（Rubber Tired Gantry crane）								○	◎						◎国土交通省、内閣官房
03-45	連携型インフラデータプラットフォームの構築	インフラ管理者間でのデータ連携のための環境整備を進め、連携に着手（令和4年度（2022年度）））	インフラデータ連携の実施による具体のユースケースについての効果発現	－ 効率的なインフラマネジメントや事前防災対策による国土強靱(じん)化等に資するため、府省や地方公共団体、民間事業者等が保有するインフラデータの連携のためのプラットフォーム構築を進める。 － 連携型インフラデータプラットフォームの基本的枠組みの整理、モデル実証事業の実施や運営体制整備等を実施。								◎	○						◎内閣府
04-01	電子インボイスの標準仕様の策定とその普及によるバックオフィス業務の効率化に向けた取組	未設定	未設定	－ 令和5年（2023年）10月のインボイス制度への移行も見据え、中小事業者も含め幅広い事業者のバックオフィス業務の効率化を実現するツールとして「電子インボイス」の標準仕様を策定するとともに、その普及を進める。また、政府調達システムについて、インボイス制度に移行するまでに、請求や領収のデータについてシステム連携が可能となるよう、必要な対応を進める。	◎														◎内閣官房、財務省、経産省
04-02	小型無人機（ドローン）の制度整備と社会実装の推進	実証実験件数	有人地帯での目視外飛行の実現	－ 令和3年（2021年）3月、ドローンの有人地帯での目視外飛行実現に向けた制度を実現するため、航空法の一部を改正する法律案を第204回国会に提出した。 － 今後、令和4年度（2022年度）中に有人地帯での目視外飛行を可能とする制度を実現するとともに、制度の円滑な運用に必要となる体制やシステムの整備等を行う。また、過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業において、全国で実証実験等を実施する。 － これにより、令和4年度（2022年度）を目途に有人地帯での目視外飛行の実現を目指す。									◎						内閣官房（◎内閣官房小型無人機等対策推進室、IT室、事態室、成長戦略会議事務局、内閣サイバーセキュリティセンター）、内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
04-03	テレワークの普及	・民間のテレワーク： テレワーク導入企業の割合及びテレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合 （新型コロナウイルス感染症への対応状況及びその後の社会情勢の変化を踏まえて設定） ・国家公務員のテレワーク： 令和7年度（2025 年度）までに、テレワークを活用することで、「新しい日常」に対応し、いかなる環境下においても必要な公務サービスを提供できる体制を整備	緊急時における事業継続性の確保、働く者にとって効果的なテレワークを推進	－ テレワークは、働き方改革を推進するに当たっての強力なツールの一つであり、また今般の新型コロナウイルス感染症対策として人と人との接触を極力避け、業務継続性を確保するためにも不可欠なものであり、具体的かつ効果的な形で普及が進むようにすることが課題。 － このため、テレワークの普及に当たっては、関係府省庁が連携し、テレワークに必要なITシステム導入支援、専門家による相談体制やサテライトオフィス、必要なネットワーク環境の整備、ガイドラインの周知等に取り組むとともに、企業の取組を踏まえつつ、テレワーク・デイズやテレワーク月間の実施や表彰等の周知による啓発にも取り組む。KPIについては、緊急事態宣言を受けた企業の取組の状況を踏まえた上で設定する。 － 国家公務員については、「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に基づき、各府省庁は、令和3年（2021年）前半までにテレワーク推進計画を策定し、率先して計画的なテレワーク環境整備を進める。 － 緊急事態等における企業及び行政の事業継続性を確保するとともに、働き方改革の一助となり、労働者、事業者及びその顧客にとってワークライフバランス、生産性、満足度等の向上を実現。						○				◎			○	○	◎内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省

施策番号	施策名	KPI （進捗）	KPI （効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
					10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
04-04	シェアリングエコノミーサービスの普及	シェアリングシティ推進協議会に加盟する地方公共団体数	シェアリングエコノミーの活用に向けて事業者等と協定を締結した地方公共団体数	－ 毎年改定しているシェアリングエコノミーの活用事例をまとめた「シェア・ニッポン100」について、令和2年度（2020年度）版は15地域を新たに追加し、全115地域の事例を掲載。シェアリングエコノミーを活用する地方公共団体は着実に増加しており、また、事業者団体が立ち上げたシェアリングシティ推進協議会には50以上の地方公共団体が参加するなど、一定程度の浸透が進みつつある。更なる普及に向けて、サービスの安全性・信頼性の向上とともに、根強く残る消費者の不安感を解消していく必要がある。 － シェアワーカー及びシェア事業者の認証制度について、事業者団体等と連携して普及を図るとともに、シェアリングエコノミー伝道師の派遣や地方公共団体向け活用ハンドブックによる横展開を通じて、地域における活用を更に推進していく。特に、防災分野におけるモデル連携協定の周知とともに、令和3年度（2021年度）中に災害発生時等のシェア事業者向け実施マニュアルを作成することで新たな被災地支援の取組を推進する。また、シェアリングシティ推進協議会と連携し、地方公共団体等とともにシェアリングエコノミーの公共サービスとしての新たな活用モデルについて検討を深める。 － 以上のような取組を通じ、シェアワーカーやシェア事業者の安全性・信頼性に対する意識向上を図るとともに、シェアリングエコノミーを活用した地域諸課題の効率的かつ効果的な解決に繋（つな）げる。										◎		○	○	◎内閣官房、総務省、経済産業省、内閣府
04-05	産業界におけるデジタルトランスフォーメーションの推進	中堅・中小企業等の優れたDXの取組を選定するための基準策定	DX認定制度の認定件数、DX推進指標の回答数	－ 産業界におけるデジタルトランスフォーメーションの推進においては、令和2年（2020年）11月に企業のデジタル経営のために実践すべき事項を取りまとめた「デジタルガバナンス・コード」を策定し、「デジタルガバナンス・コード」の基本的事項に対応する企業を国が認定する「DX認定制度」の運用を開始したほか、令和2年（2020年）12月に公表した「DXレポート2（中間取りまとめ）」においても企業の変革の方向性を示している。 － 令和3年度（2021年度）は、産業界のデジタルトランスフォーメーションの推進に向けて「デジタルガバナンス・コード」や、「DX認定制度」、「DX推進指標」の普及促進を引き続き行う。 － これにより、多くの企業のデジタルトランスフォーメーションを後押しする。								◎							◎経済産業省
05-01	分野ごとデータ連携基盤間でのデータ流通を促進する分散型分野間データ連携の推進	データ連携基盤技術のSIPデータ基盤への実装数	データ連携基盤技術の本格稼働	－ Society 5.0を実現するためには、国、地方公共団体、民間等で散在するデータ基盤を連携させ、分野・組織間を越えたデータ活用とサービス提供を可能とするデータ連携基盤技術の整備が必要。 － 総合科学技術・イノベーション会議において、SIP（第2期）の「ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術」の事業の一環として、複数分野のデータを容易に連携可能とする分野間データ連携基盤技術（コネクタ）の研究と機能ツール開発し、SIPデータ基盤へのコネクタ実装と、データ流通を促進する民間コンソーシアム（DSA）を活用した普及活動を実施。 － 上記の取組により、分散型分野間データ連携を実現する。								◎							◎内閣府、内閣官房、総務省、経済産業省、国土交通省
05-02	デジタル技術やデータを活用したスマートシティの推進	補助の交付決定数	スマートシティに関する技術の実装をした地方公共団体・地域団体数（令和7年度（2025年度）までに実装地域数100）	－ 平成29年度（2017年度）から令和2年度（2020年度）において、計18か所に対して補助を交付決定し、先進的モデルを構築したが、現状の構築数ではまだ十分とは言えず、全国共通的な地域課題の解決に向けて、デジタル技術の活用による住民の利便性の向上について引き続き取り組む必要がある。 －「スマートシティ官民連携プラットフォーム」などの枠組を活用し、政府一体となって、先進的モデル構築の支援を行う。 － 上記の取組により、人口減少（少子高齢化）、過疎化、災害など多くの地域で共通となっている課題の解決等に貢献。								◎					○	○	◎総務省
05-03	Connected Industriesの実現に向けた取組の推進	Connected Industriesというコンセプトを具体化したプロジェクト数（令和3年度（2021年度）末までに67件）	Connected Industriesによる付加価値の創出又は社会課題の解決（Connected Industriesを実現する新たなデジタルサービスが令和4年度（2022年度）以降に10件以上創出）	本施策では令和3年度（2021年度）末の事業終了後、速やかに社会実装することを目指しており、令和3年度（2021年度）においては実装に向けた開発の加速化及びその支援を行う。								◎		○					◎経済産業省
05-04	国土交通データプラットフォーム整備	データ連携基盤の開発進捗	データ連携基盤の本格稼働	－ Society 5.0の実現に向けた必須の社会インフラとして、国、地方公共団体、民間等に散在するデータを連携させ、分野横断での利活用を可能とするデータ連携基盤の整備が必要。 － 国土交通分野の多種多様な産学官のデータをAPIで連携し、3次元地図上で表示するとともに、横断的に検索・ダウンロード可能にする「国土交通データプラットフォーム」の構築実現を目指し、データ連携基盤の整備に着手する。 － これにより、業務の効率化や施策の高度化、産学官連携によるイノベーションを創出する。								◎							◎国土交通省
05-05	マテリアルDXプラットフォーム構想実現のための基盤整備	全国の先端共用設備からマテリアルデータを創出する「マテリアル先端リサーチインフラ」事業において、6つのハブ機関、19のスポーク機関を採択。NIMSにおいて、全国のマテリアルデータ蓄積のためのクラウド基盤の整備を開始。	未設定	－ 文部科学省・経済産業省にて設置された「マテリアル革新力強化のための戦略策定に向けた準備会合」での検討結果では、“データ駆動型研究開発の推進のための基盤整備が必要”等の、今後の取組の方向性が取りまとめられた。 － 国立研究開発法人物質・材料研究機構（NIMS）及び全国の大学・研究機関からなる先端設備と、そこから創出されるマテリアルデータの共用体制基盤として、多様な研究設備を持つハブと特徴的な技術・装置を持つスポークからなるハブアンドスポーク体制の新たな構築を令和5年度（2023年度）から試験運用開始予定。（令和7年度（2025年度）から本格運用。） － これにより、全国の先端共用設備から創出されるマテリアルデータの戦略的な収集・蓄積・利活用が推進され、構築されたデータ創出・共用体制からの産学官のマテリアルデータを活用したデータ駆動型研究開発が全国で実施、革新的材料開発に繋（つな）がる。									◎						◎文部科学省、◎経済産業省
05-06	まちづくりのデジタルトランスフォーメーションの推進	・都市計画基礎調査情報・都市計画決定情報等を含む3D都市モデルデータ及び都市計画GISのオープンデータ化に向けた研修会の実施 ・都市計画基礎調査情報（建物利用現況、土地利用現況等）のオープンデータ化の促進 ・スマートシティに取り組む地方公共団体及び民間企業・地域団体の数（スマートシティ官民連携プラットフォームの会員・オブザーバ数）：1,000 団体以上（令和7年（2025年）））	・オープンデータ化されたデータの様々な主体による利用の推進 ・都市計画基礎調査情報をオープンデータ化した地方公共団体数 ・3D都市モデルを活用したユースケース開発数：5件（令和3年（2021年）） ・新たな3D都市モデル構築都市数：10都市（令和3年（2021年）） ・スマートシティの実装数（技術の実装や分野間でデータを連携・接続する地方公共団体・地域団体数）： 100 程度（令和7年（2025年））	－ スマートシティの社会実装をはじめとする「まちづくりのデジタルトランスフォーメーション」を推進するため、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の取組や、都市計画基礎調査情報等のGIS化・オープンデータ化、スマートシティの牽（けん）引役となる先駆的なモデルプロジェクトの選定・支援、及び普及促進活動等を進めてきた。一方で、これらの取組を全国に展開していくため、先駆的なプロジェクトの更なる推進、ベストプラクティスの横展開、地方公共団体における理解促進・機運醸成等が必要。 － 令和3年度（2021年度）は、3D都市モデルのデータ仕様の拡張、ユースケース開発の深堀、各種マニュアルやセミナー等を通じた普及啓発活動等により地方公共団体における整備・活用・オープンデータ化を促進する。あわせて、3D都市モデルの基礎データとなる都市計画基礎調査等のGIS化・オープンデータ化を進めるとともに、これを促進するための制度的措置を検討する。スマートシティに関しては、新たなモデル事業の選定や官民連携プラットフォームにおけるセミナーの開催等による先駆的事例の横展開、スマートシティガイドブックの普及展開等を実施。 － これらにより、スマートシティの社会実装など「まちづくりのデジタルトランスフォーメーション」を推進し、都市が抱える諸課題の解決や新たな価値の創出を図る。		◎										○			◎国土交通省
05-07	地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業	地球環境情報プラットフォームの利用者数（令和12年度（2030年度）10,000人）	未設定（令和5年度（2023年度）に設定予定）	－ 地球環境ビッグデータ（観測情報・予測情報等）の蓄積・統合解析を行うデータ統合・解析システム「DIAS」の利用者数は、順調に増加している。 － 引き続きシンポジウム、フォーラムなどを実施し、DIASの周知に努め、令和12年度（2030年度）までに利用者数10,000人の達成を目指す。 － これとあわせ、これまでのDIASの成果・実績を更に拡大・展開させ、地球環境ビッグデータの利活用を促進することで地球環境分野のデジタルトランスフォーメーション（DX）に貢献するとともに、他の情報基盤等とも連携し、国、地方公共団体、企業等の意思決定に貢献する。 － 防災・減災対策や気候変動対策を中心とした地球環境全体のデータプラットフォーム（ハブ）として、長期的・安定的な運用の下で、常に変化するユーザーニーズに沿った情報基盤の提供を目指す。								◎							◎文部科学省

施策番号	施策名	KPI （進捗）	KPI （効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
					10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
05-08	AI・データの利用に関する適切な契約の促進	「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を国が提供する新たなガバナンスツールとして紹介している「ガバナンス・イノベーションVer.2」報告書案（令和3年（2021年）2月公表）について、国内外で周知・広報活動を行う。（令和3年度（2021年度）末までに講演30件）	個別分野等において、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を参照したガイドライン等が策定される。（令和4年度（2022年度）以降に5件以上）	－本施策では、平成30年（2018年）6月に、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を策定。令和元年（2019年）12月に、改正不正競争防止法による限定提供データの創設等を踏まえた改訂版を公表。その後、ガイドラインの事業者・事業団体に対する周知活動を継続的に実施。 －引き続き、データ利用の提供や利用について契約での適切な取決めを促すとともに、AIに係る契約における利用条件等の柔軟かつ細やかな設定や、契約による学習済みモデルの保護、AI技術の普及等を促すことで、更なるデータ利活用の促進を図る。			◎	○											◎経済産業省、総務省
05-09	いわゆる情報銀行やデータ取引市場等の実装に向けた制度整備	情報銀行と他のデータ取扱事業者の間のデータ連携の方策等に係る実証・検討の実施	PDS、情報銀行等の個人の関与の下で、データ流通・活用を進める仕組みを活用したビジネスの創出	－令和2年度（2020年度）末時点で情報銀行の認定件数は7件に上っているが、企業や業界を越えたデータの流通・活用のため、引き続き、普及を推進する必要がある。 －個人の関与の下でパーソナルデータの流通・活用を進める仕組みである「情報銀行」について、令和2年度（2020年度）までの提供先第三者の選定基準の明確化等に係る検討を踏まえて、「情報信託機能の認定に係る指針」の見直しを行うとともに、令和3年度（2021年度）は、情報銀行が個人の委任を受けてプラットフォーマー等の保有する情報を活用することでデータポータビリティを実現するための検討を行うなど、情報銀行によるデータの加工・仲介・分析機能の強化に向けた環境整備を行う。 －これにより、データ流通の活性化を実現するとともに、国民生活の利便性の向上や経済活性化等を実現。				◎				○							◎内閣官房、個人情報保護委員会、総務省、経済産業省、関係府省庁
05-10	オープンデータ官民ラウンドテーブル等を通じたデータ利活用の促進	新たな形式でのラウンドテーブルの開催（令和3年度（2021年度）に1回以上）	ラウンドテーブルの開催を通じたオープンデータの利活用事例の創出	－オープンデータの取組については、「オープンデータ基本指針」に基づき、利活用者のニーズを的確に反映しながら進めることが重要。IT総合戦略室では、オープンデータ官民ラウンドテーブル（以下「ラウンドテーブル」という。）を平成30年（2018年）1月から開始し、データの公開・活用希望者とデータを保有する府省庁が直接対話を行う場として、これまで「観光・移動」、「インフラ、防災・減災、安心・安全」、「土地・農業」及び「電子行政（統計等データ）」分野を対象に開催。また、IT総合戦略室のラウンドテーブルの取組を参考に、各府省庁や地方においても、自主的なラウンドテーブルが開催される等、取組が着実に拡大している。 －他方、更なるオープンデータの利活用促進に向けては、より強固な官民連携を基盤とした取組が必要。このため、令和3年度（2021年度）においては、データ戦略の観点を踏まえ、各府省庁の政策課題を起点として、スタートアップをはじめとした民間事業者等から、オープンデータを含む各種データを活用した提案を積極的に取り入れるための議論・検討の場として、新たな形式でのラウンドテーブルを開催していくものとする。あわせて、行政保有データの棚卸リストの更新・公開及び各府省庁の官民データに関する相談窓口における公開要望への対応を引き続き行うとともに、オープンデータ関係団体（仲介組織）との連携強化など、官と民との間のコミュニケーションの円滑化や利活用ニーズへの適合を図るための取組を進めていく。 －これにより、オープンデータを活用した諸課題の解決、新たなサービスの創出等に貢献。	◎												○	○	◎内閣官房、関係府省庁
05-11	オープンデータ・バイ・デザインの推進	未設定（一元的なプロジェクト管理を通じた取組の上で、KPIを設定する）	未設定（一元的なプロジェクト管理を通じた取組の上で、KPIを設定する）	－令和2年（2020年）4月から政府CIOの下で全ての情報システムを対象として、一元的なプロジェクト管理を開始した。 －政府における情報システムにおいて、オープンデータの機械判読性の強化、データの標準化、政府情報システム間の互換性、円滑な情報連携、高度な情報セキュリティ対策等の要件を、政府として統一的な視点で整備・管理していくための取組を強化する。 －具体的には、①予算要求前の検証（予算要求前レビュー）では、主として、クラウドサービスの利用の可否などプロジェクトの基本的な方向性や関連サービスとの連携、重複投資の可能性等について検証を行い、②予算要求時の検証では、主として、予算編成に向けた費用対効果等の検証を行い、③予算執行段階の検証（予算執行段階レビュー）では、主として費用の妥当性や仕様の適正性、業務改革（BPR）等について検証を行う。 －「一元的なプロジェクト管理」を通じて、政府におけるオープンデータ・バイ・デザインの推進を図る。	◎					○						○	○	◎内閣官房、全府省庁
05-12	オープンデータカタログの一元的提供の推進	DATA.GO.JPとe-Govの統合によるオープンデータカタログの一元的提供（令和4年度（2022年度））	オープンデータを活用した新たなサービスの創出や諸課題の解決の促進	－政府のオープンデータカタログである「DATA.GO.JP（データカタログサイト）」については、各府省庁のオープンデータの横断的検索を可能とし、データの利活用を促進することを目的に運用しているところ、今般、オープンデータの利活用ニーズが更に高まってきていることを踏まえ、利用価値の高いオープンデータをより効率的に提供できることが必要。 －このため、令和元年度（2019年度）から、APIカタログ等の仕組みやデータ登録に係る業務負担軽減、ユーザーインターフェースの向上等のための機能要件の検討を開始し、令和4年度（2022年度）早期運用開始を目途として、データカタログサイトと行政情報の総合的なポータルサイトであるe-Gov（電子政府の総合窓口）を統合し、オープンデータの一元的な提供を行う。 －これにより、オープンデータを活用した新サービスの創出や諸課題の解決を促進。	◎														◎内閣官房、◎総務省
05-13	地方におけるオープンデータの促進	地方公共団体のオープンデータの質の評価（令和3年度（2021年度）末までに評価指標を設定）	未設定（評価指標の設定後に検討）	－官民データ活用推進基本法では、地方公共団体は、国と同様に、保有するデータを国民が容易に利用できるよう必要な措置を講ずるものとされている。地方公共団体は、同法の趣旨、オープンデータ基本指針及び本計画を踏まえ、行政保有データを原則オープン化し、オープンデータを活用した地方発ベンチャーの創出の促進、地域の課題の解決を図る。 －その際、地方公共団体向けのガイドライン・手引書、「推奨データセット」等も参考にしながら、利用者ニーズに即したオープンデータ化を積極的に進めるとともに、オープンデータ・バイ・デザインの考え方に基づく情報システム（当該情報システムに係る行政手続を含む。）の設計や整備を含めたオープンデータ及び行政内部でのデータ活用を推進することが望ましい。 －また、各府省庁は自府省庁に関連する分野のオープンデータの取組について、地方公共団体に対しても必要な働きかけや支援等を行い、積極的に推進を図っていく。加えて、民間事業者等によるアプリ開発や行政機関自身によるデータ分析、政策立案等の利活用の促進を図るため、公開するデータの量のみならず、データの質の向上を図っていく。	◎					○					◎	○	○	◎内閣官房、総務省
05-14	登記所備付地図データの事業者等への提供	登記所備付地図データの提供開始に向けたシステムの開発（令和3年度（2021年度））	登記所備付地図データの提供開始（令和3年度（2021年度））	－登記所備付地図の電子データは、当該データが加工可能な形式で民間事業者に提供されていないことが課題。平成29年度（2017年度）から制度面・システム面等の課題の整理を行い、IT総合戦略室、法務省、国土交通省が連携して対応を検討。令和3年度（2021年度）までに登記所備付地図の電子データの提供を可能とすることを目標に推進。 －引き続き、制度面の課題への具体的な対応を検討するとともに、法務省が地図データの提供開始に向けたシステムを開発する。 －これにより、不動産市場の活性化等に繋（つな）がることが期待。	◎														◎内閣官房、法務省
05-15	気象情報の利活用の促進	・（一財）気象業務支援センターに提供した気象情報・データの日量（令和3年度（2021年度）200GB）	・気象ビジネス推進コンソーシアム（WXBC）が主催するイベントへの参加人数累計（令和3年度（2021年度）7,000人） ・気象データアナリスト育成講座を受講した人数（令和5年度（2023年度）180人）	－気象はあらゆる社会・経済活動に影響を及ぼす一方で、ビッグデータである気象観測・予測データを意思決定に用いる企業等はごく少数にとどまるため、産業界における気象データの利活用の促進が課題。 －そのため、基盤的気象データのオープン化・高度化、気象データ利活用に係る普及啓発、気象データ利活用ができる人材の育成、といった取組が重要であり、これらに資する施策を進めていく。 －これにより、観光、物流、農業など様々な産業分野において、AI、IoTなどの最新のICTを駆使した気象ビッグデータの活用による生産性革命を実現。	◎														◎国土交通省

施策番号	施策名	KPI （進捗）	KPI （効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
					10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
05-16	統計データのオープン化の推進・高度化	e-Statで提供する統計情報データベースの登録データ数、匿名データ及び調査票情報の提供数	e-Statでのデータベース利用件数、APIリクエスト件数、LODリクエスト件数、オンサイト施設利用数	- 統計データの更なる利活用促進や社会の高度かつ多様な分析ニーズに対応していくためには、利便性の高い提供基盤を構築する必要。 - 政府統計の総合窓口である「e-Stat」に掲載される原則全ての統計データを、データの自動取得・更新・分析などの利用ができる高度利用型統計データに転換するとともに、主要なデータの時系列データを取得できるよう整備を推進。また、個人や企業等の情報保護を確保しつつ、調査票情報の二次的利用の推進、特にオンサイト利用の拡大に向けて、引き続き利用者の要望に応じて様々な集計が可能となるよう調査票情報に係る提供基盤を整備。また、行政保有データ（統計関連）の棚卸結果や、民間ニーズ等も踏まえ、データの公開を推進。 - これらにより、統計データの高度利用を一層促進し、証拠に基づく政策立案（EBPM）の実現とともに、新たなサービスの創出に寄与。		◎					○								◎総務省、内閣官房
05-17	農業関係情報のオープンデータ化の推進	農林水産省が保有する行政データの農林水産省ウェブサイト（政策情報及び統計情報）への機械判読性の高い形式（CSV、XML、RDF等）での公開数	農林水産省ウェブサイト（政策情報及び統計情報）に公開しているデータのアクセス数	- 現場での意見やオープンデータ官民ラウンドテーブル（土地・農業分野）での要望等を踏まえ、土壌、統計、研究成果、市況などの公的データについて、農業データ連携基盤等を活用して、順次オープンデータ化及び提供。 - また、農林水産省ウェブサイトに公開されていない行政データを機械判読性の高い形式（CSV、XML、RDF等）で順次オープンデータ化。 - これにより、農林漁業者の生産性向上や経営の改善に資するデータの利活用に寄与。		◎						○							◎農林水産省、内閣官房
05-18	i-Constructionの推進による3次元データの利活用の促進	オンライン電子納品システムの運用開始（令和3年度（2021年度）予定）	オンライン電子納品登録工事数	- 国民の安全と成長を支える建設現場の維持・発展のため、建設生産プロセスにICTを活用するi-Constructionによる生産性の向上が必要。 - 公共工事の3次元データを利活用するためのルール及びプラットフォームを整備するため、平成30年度（2018年度）にトンネル、ダム、河川構造物（樋(ひ)門・樋(ひ)管）における、3次元データの標準的な仕様を策定し、令和元年度（2019年度）は橋梁、トンネル、ダム、河川構造物、港湾構造物（基礎工等）、維持管理における3次元データの活用を推進した。令和3年度（2021年度）については、土木工事や設計業務等における電子納品の効率化を図るため、インターネットを介して電子データの納品を行うオンライン電子納品システムの運用を開始する予定。また、建設生産プロセス等の全面的なデジタル化等によりインフラ分野のDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、これらの取組を加速化する。 - これにより、3次元データの利活用を促進し、建設現場の生産性が向上。		◎						○							◎国土交通省
05-19	ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進に向けた取組の推進	オープンデータ利活用拡大へ向けた調査・検討（令和3年度（2021年度）予定） オープンデータ化された箇所数（令和2年度（2020年度）25か所）	サービスが実現された箇所数	- 高齢者や障害者、ベビーカー利用者など、誰もがストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会の構築のため、あらゆる人々が自由にかつ自立的に移動できる環境の整備が必要。令和元年度（2019年度）の取組を踏まえ、施設管理者（地方公共団体を含む。）や民間事業者による空間情報インフラの整備及びサービス創出に繋(つな)げることが課題。 - 令和3年度（2021年度）は、引き続き施設・経路のバリアフリー情報等のオープンデータ化やデータの活用促進を図るほか、民間事業者等との連携強化により移動支援サービスの普及を促進する。 - これにより、主要交通ターミナルにおけるナビゲーションサービスや2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）関連施設へのバリアフリー情報を提供する民間サービスの創出を図る。		◎							○			○	○	○	◎国土交通省
05-20	公共交通分野におけるオープンデータ化の推進	実証実験にデータを提供した事業者の数	実証実験を踏まえ、オープンデータ化した事業者の数	- 公共交通機関における運行情報等のオープンデータ化は、利用者利便の向上に繋(つな)がる新サービスの創出を促進するが、民間の主体的なオープンデータ化を推進するに当たっては、メリットや費用対効果、データ管理や提供の在り方等が課題。 - このため、令和2年度（2020年度）においてもオープンデータを活用した情報提供の実証実験を官民連携して実施し、東京2020大会（注）における円滑な輸送への寄与を図るとともに、「公共交通分野におけるオープンデータ推進に関する検討会」において、民間の主体的なデータ提供に係る課題等について検討を実施。 （注）東京2020大会の延期等に伴い、令和3年度（2021年度）も継続して実証実験及び同検討会を実施中。 - これにより、東京2020大会への対応及びその先のレガシーとして、民間の主体的なオープンデータ化が促進され、利用者への情報提供が充実することにより、移動制約者や訪日外国人を含め、誰もがストレスフリーで移動できる環境が実現。		◎										○	○	○	◎国土交通省
05-21	国家座標に準拠した高精度な位置情報の利活用及び流通の促進	電子基準点の観測データの取得率	地殻変動補正サービスを提供している分野数（令和7年度（2025年度）末4分野）	- 近年、みちびき等の衛星測位技術の進歩により、高精度な位置情報が容易に利用できるようになりつつある。その一方、従来の衛星測位の精度では問題とならなかった、日本列島周辺の地殻変動により生じる地図と測位のズレ（最大で2m程度）や、業種・分野間での位置の表し方の違い等により、社会的な混乱が生じ得るという課題が顕在化している。みちびき等で得られる高精度な位置情報を官民の様々な分野で安心して利活用可能な社会を実現するためには、誰もが共通ルール（国家座標）に基づいて位置情報を利活用できる基盤の整備が不可欠である。 - 国土地理院は、高精度測位の基盤である電子基準点網を引き続き適切に管理し、官民の様々な分野に対し、国家座標に準拠した位置情報を安定的に提供するとともに、令和2年度（2020年度）から民間等電子基準点の登録制度を開始し、本制度を活用して、電子基準点網を拡充する取り組みを進めている。また、地殻変動によって生じる地図と衛星測位とのズレを補正する地殻変動補正システムを令和3年度（2021年度）までに構築し、併せて補正情報向上の技術的手法を令和5年度（2023年度）目途に取りまとめる。さらに、令和4年度（2022年度）までに航空機を使い全国の重力を高精度に計測し、新たな標高の基準を整備することで、令和6年度（2024年度）から衛星測位で簡単に正確な標高を得られる仕組みを整備する。 - これらにより、国家座標という統一ルールに準拠した位置情報を「いつでも、どこでも、誰でも、すぐに」利活用でき、自動運転等、様々な分野間のデータ連携が円滑に行われ、新サービス・産業等の創出に寄与する。		◎	◎					○							◎国土交通省
05-22	介護サービス情報公表システムを活用した効果的な情報提供	令和3年度（2021年度）の「介護サービスの概算料金の試算」機能のアクセス数	令和3年度（2021年度）の介護サービス情報公表システム（事業所情報検索結果）のアクセス数	- 介護サービスの利用者が、自身に合った適切なサービスを選択可能となるよう、事業者選択に当たっての支援を行うことを目的として、事業者に対し、介護サービス情報の公表制度を義務づけるなど介護サービス情報公表システムを運用している。これまでに、「介護事業者選択に資する情報の分かりやすい表示への見直し」として、利用者・家族向け情報と専門職向け情報に分けて情報公表を行うためのシステム改修や、「情報公表システムにおける利用者の選択に資する機能の追加」として、各種サービスを組み合わせて利用する場合の総費用の簡易な試算機能を追加するためのシステム改修を実施。 - 令和3年度（2021年度）以降も、介護サービス情報公表システムの利用者である国民の利便性の向上を図り、適切な事業者選択に資する観点から、これらの活用できる機能の周知など、介護サービス情報公表システムを普及していく。 - これにより、介護サービス情報公表システムの利用者である国民の利便性の向上を図る。		◎					○						○		◎厚生労働省

施策番号	施策名	KPI （進捗）	KPI （効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
					10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
05-23	保育所や放課後児童クラブの利用に関する有益な情報の公開促進	令和3年（2021年）までに保育所等や放課後児童クラブに関する有益な情報をオープンデータ化した地方公共団体の割合	・保育所等については、「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」の利用状況等も勘案しながら引き続き検討 ・放課後児童クラブについては、オープンデータ化の取組と利用の状況等を勘案しながら引き続き検討	【保育所等について】 － 認定こども園・幼稚園・保育所等の教育・保育施設の情報をオープンデータとしてインターネット上で検索・閲覧できる「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」を構築し、令和2年（2020年）9月から一般公開を開始した。引き続き、登録情報の充実やシステムの周知に努めることにより、保護者が小学校就学前の子供に対して適切かつ円滑に教育・保育を受けさせる機会の確保に繋（つな）げる。 【放課後児童クラブについて】 － 保護者が放課後児童クラブを選択するに当たっては、各地方公共団体において放課後児童クラブの利用に関する有益な情報のオープンデータとしての公開が必要。 － このため、放課後児童クラブについては、有益な情報のオープンデータ化に関する取組状況を全地方公共団体に対して引き続き調査するとともに、オープンデータ化がなかなか進まない地方公共団体に対しては、推奨データセットの活用についてIT総合戦略室と連携し周知することに努める。 － こうした取組により、保護者が適切かつ円滑に放課後児童クラブを利用できる機会の確保に繋（つな）げる。		◎											○	○	◎厚生労働省、◎内閣府
05-24	「レセプト情報・特定健診等情報データベース」（NDB）に係る情報の充実、医療等分野における識別子（ID）の導入	・オープンデータ公開に向けた集計項目の選定及び集計状況（第6回NDBオープンデータは令和3年（2021年）秋公開予定） ・NDBと連結解析できる他の公的データベースの拡大（法的・技術的課題が解決したものから順次対応）	・オープンデータ公表ページに対するアクセス数（目標値や達成時期については、利用者により利用方法や利用時期が異なるため、具体的な数値は未設定） ・NDBの利活用による研究開発の件数	－「レセプト情報・特定健診等情報データベース」（NDB）のデータについては、研究者や民間を含む一般に広く入手可能とすることを目的として、オープンデータ化に取り組んでおり、令和2年（2020年）12月には第5回NDBオープンデータを公開。また、追加集計要望に関する「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」における検討を踏まえ、第6回NDBオープンデータの集計作業を開始。 － 令和3年度（2021年度）も新たに寄せられた集計要望に対する対応について「匿名医療情報等の提供に関する専門委員会」で検討を行い、第7回NDBオープンデータにおいて新たに追加される集計項目や今後の方針を決定予定。また、令和3年（2021年）秋頃までに第6回NDBオープンデータを公開予定。 － これにより、国民の医療動向を評価する上で有用なデータの提供を促進。 － また、令和2年（2020年）10月に施行された医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、民間事業者等への第三者提供や他の公的データベースとの連結解析を制度化。 － 他の公的データベースとの連結については、連結解析のニーズ、有用性が認められ、かつ、法的・技術的課題が解決したものから順次対応する。加えて、NDBについては、データの価値を国民に還元できるよう、保健医療分野のみならず、国民生活に関するデータとの連結解析についても、上記の観点と同様に検討する。 － また、NDB利活用の拡大に向けて、令和3年（2021年）3月よりNDBの更改及び医療・介護データ等のクラウド環境の解析基盤の構築を開始した。 － 個人単位化される被保険者番号を医療等情報の連結に活用できるよう、有識者検討会において具体的なスキーム・活用主体等について議論し、令和元年（2019年）10月に報告書を取りまとめ、第201回国会（常会）において地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）が成立したところ。令和3年度（2021年度）からの運用開始を目指し、同法律の施行準備を行うとともに、引き続き、制度面・技術面・運用面での検討を進めていく。		◎					○								◎厚生労働省、個人情報保護委員会
05-25	基盤となる地理空間情報等の整備・提供	新規道路等の重要項目の地理院地図への反映率	地理空間情報ライブラリー利用数（令和3年度（2021年度）中に利用数860万件／年）	－ 民間事業者等による地理空間情報に関するサービス・産業活用が進められている中、地理空間情報高度活用社会（G空間社会）の実現に向け、基盤となる地理空間情報等を整備し利用しやすい形で提供することが必要。 － そのため、基盤地図情報・電子国土基本図を国・地方公共団体等との連携の下、標高データや道路等の重要項目は着実に整備・更新を実施しつつ、頻度の向上を図るとともに、地理空間情報ライブラリーの内容の充実、機能追加等サイト改良を実施。 － これにより、基盤となる地理空間情報等が利用者にとって利用しやすい形で整備・提供され、更に利便性が向上することで、地理空間情報の活用の促進及び新サービス・産業等の創出を期待。		◎											○	○	◎国土交通省
05-26	海外安全情報のデータ公開と活用の促進	海外安全情報オープンデータサイトへのアクセス数の一層の増加	海外安全情報オープンデータの利活用の促進による、より多くの国民への海外安全情報の提供	－ 昨今の国際情勢を鑑み、安全対策の強化のために国民に対して適切な情報を効果的に提供する必要。これまで海外安全情報は、海外安全ホームページでの閲覧や領事メールによる配信のみであったため、海外安全情報をオープンデータとして公開する「海外安全情報オープンデータサイト」を令和元年（2019年）12月に新たに開設した。 － 同サイトの開設後、一般企業等に広く情報提供を行い、当初の目標通りのアクセス数を得ることができたため、今後は更に多くの企業等に利用してもらえるよう、機会を捉えアクセス数増加に向けての施策を検討・実施する。 － これらの取組により、同サイトへのアクセス数の増加並びに民間サイト、アプリ等の開発及び利用者の増加を促進し、より広く国民への海外安全情報の提供を行うことを実現。		◎													◎外務省
05-27	ボーリング柱状図データ（土質調査結果含む）の公開の促進	地方公共団体、公益事業者等へ公開の呼びかけ（20団体）	ボーリング柱状図データを公開した団体数（5団体）	－ 国や地方公共団体、公益事業者等が保有する地盤情報の公開については、一部の機関のみにとどまっているほか、一部では機械判読性の低い形式で提供。 － 地方公共団体や公益事業者等が収集する地盤情報について、標準的なフォーマットでのオープンデータ公開を促す。また、占用申請者に提出された地盤情報についても、標準的なフォーマットで公開することを検討する。さらに、地方公共団体や公益事業者等が既に保有する地盤情報についても可能な限り同様の取組を行うなど、地盤情報の公開に向けた取組を推進。 － これにより、多くの地盤情報等が収集・共有され、効果的・効率的な地質調査等の実施が可能となるとともに、地下工事等における安全性や効率性の向上やハザードマップ等の精緻化などが期待。		◎													◎国土交通省、内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省
05-28	ハザードマップ（災害リスク情報）のオープンデータ化	国・地方公共団体が保有するハザートマップ（災害リスク情報）のオープンデータ化に向けた検討状況	ハザードマップ（災害リスク情報）をオープンデータ化した箇所数（又は団体数）	－ ハザードマップ（地震、火山、洪水・高潮、津波、土砂災害）の公開については、一部での公開にとどまっているほか、機械判読性の低いデータ形式での公開が主流。 － 平成30年度（2018年度）から国・地方公共団体が保有するデータや各データの形式等に関する状況把握を進めるとともに、把握した状況を踏まえてオープンデータ化に向けたデータ形式等の要件を検討し、随時提供を開始。洪水浸水想定区域（想定最大規模）のデータについては、国管理の448河川及び8道県分の都道府県管理河川の情報を、土砂災害警戒区域のデータについては、47都道府県全ての情報を、ウェブサイトやソフトウェア、アプリケーション向けに画像データ形式で配信中。また地震の震度分布・建物被害のオープンデータを促す通知を発出。引き続き、公開方法等の検討を行う。 － データの公開により、地域を横断した効果的な災害リスク情報の発信が可能になる等、国民の安全性及び利便性の向上に寄与。		◎													◎内閣府、◎国土交通省
05-29	指定緊急避難場所情報の迅速な整備・更新・公開及び各種情報との連携の推進	国土地理院ホームページにおいて指定緊急避難場所情報をオープンデータとして公開している市町村数	指定緊急避難場所データへの累積アクセス数	－ 災害時において、旅行者などの地理に不慣れな方々に対し、十分に情報が行き届いていないことが課題。また、令和3年（2021年）3月時点で国土地理院ホームページにおいて指定緊急避難場所情報をオープンデータとして公開している市町村数は全体の約9割にとどまっている状況。 － 指定緊急避難場所等の指定促進に係る通知を発出し、指定緊急避難場所データを国土地理院へ報告するよう市町村に要請する。 － 引き続き、指定緊急避難場所情報を迅速に整備・更新・オープンデータとして公開する。 － これにより、カーナビやスマートフォンを用いた適切な避難を促す多様な災害支援サービスの創出に寄与。		◎													◎国土交通省、内閣府

施策番号	施策名	KPI （進捗）	KPI （効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
					10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
05-30	放送分野におけるデータ利活用	策定するガイドラインや指針等の数：2件（令和3年度（2021年度）末）	視聴データを利活用する事業者等の数：20者（令和3年度（2021年度）末）	- 放送事業者等による視聴データの活用に向けた取組が行われているところ、視聴データの取扱いに関するルールの整備が必要。 - 個人情報や視聴データの適切な取扱いのために、「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」を令和4年（2022年）4月1日までに改正するとともに、地域の実情を踏まえたネット配信と放送番組の視聴データの活用の仕組みの構築に向けて、伝送方式に応じた最適な配信基盤や受信環境の在り方の検討等を行い、令和4年度（2022年度）中にガイドラインの解釈に資する事例を取りまとめることで、業界団体における自主ルールの策定等を促進する。 - こうしたデータ利活用の環境整備により、放送事業者等による新たなコンテンツやサービスの創出、展開に繋(つな)げる。				◎				○							◎総務省、個人情報保護委員会
05-31	土地情報連携の高度化	API連携の検討状況	登記済通知書CSVデータを活用する地方公共団体数	- 土地に関する各種台帳等（不動産登記簿、戸籍簿、固定資産課税台帳、農地台帳、林地台帳等）について、不動産登記簿の情報が最新でないことに加え、台帳間のデータの共有・連携が十分ではないために、特に地方公共団体において事務負担が発生。 - 登記所から提供される登記済通知データを地方公共団体の固定資産課税台帳へ取り込む際の事務負担削減等をするため、令和3年度（2021年度）から登記情報システムと地方公共団体の固定資産課税台帳を管理するシステムのAPI連携の実現方策について検討を行う。また、これらの検討結果を踏まえて、各種台帳の情報連携のために必要となるデータ項目・表記の在り方等も検討する。 - これらの検討を進めることで、地方公共団体において、土地に関する情報の異動の把握・反映に係る事務負担の軽減が期待されるほか、最新情報が共有されることによる土地所有者の探索の容易化や、将来的な所有者不明土地の発生の防止等が期待される。							◎								◎内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省
05-32	農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)による農地情報の一元化に資する農地情報公開システムの見直し	・農地情報公開システム（全国農地ナビ）へのアクセス数 ・農業委員会等による農地情報公開システムへのログイン数	全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合（令和5年度（2023年度）までに8割）	- 新規就農者や規模拡大を検討している農家等の担い手が農地を探す際、農地情報の収集が大きな負担となっていたため、平成27年（2015年）4月から、農地情報公開システムにて、農地の所在や面積、所有者の貸付意向等を全国一元的に提供。しかしながら、大半の農業委員会においては、農地情報公開システムにおける農地台帳のデータ更新等がされておらず、他の農地情報データベースとの整合性が課題。 - 農地情報公開システムの農地台帳等のデータ更新作業の省力化や、eMAFF地図による農地情報の一元化に資するよう、システムの見直しを行う。 - 担い手への農地利用の集積・集約化を進め、令和5年度（2023年度）までに担い手が利用する面積が全農地面積の8割になることを目指す。								◎							◎農林水産省、内閣官房
05-33	地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等	循環システムの形成により作成・提供される分野数、参加団体数	G空間情報センターの平均月間ページビュー数	- 地理空間情報の流通・利用を広げるため、G空間情報センターと各種の分野別データプラットフォームとの連携を図り、幅広い分野におけるデータの提供を可能とすることが課題である。 - このため、防災・農業等の分野別プラットフォームとのデータ連携の仕組みを強化する等の取組を推進。 - これにより、G空間情報センターをハブとしたデータの流通・利用の促進を図り、国民の利便性を向上。								◎							◎国土交通省
05-34	不動産関連データの連携基盤となる不動産ID(共通番号)のルール整備	不動産IDのルール整備に向けた検討状況	IDの運用開始による、不動産業の生産性・消費者の利便性の向上	- 現在、不動産情報を有する各主体間で広く用いられている、各不動産に紐づく共通コードが存在しないため、各主体間を跨いだ不動産情報の名寄せができず、情報連携が困難であることから、各不動産の共通コードとして、不動産IDの整備が必要となっている。 - 令和3年度（2021年度）に有識者・実務家を交えた検討会の開催等の不動産IDのルール整備に向けた検討を行い、令和4年度（2022年度）に不動産IDに係るルール運用を開始する(ルール整備ができた一部の不動産・取引から運用を開始することや、試行運用を行いルールの内容の検証等を行うことも検討)。 - これにより、官民の各主体が保有する不動産関連データの連携を促進を図る。		◎	◎	○											◎国土交通省
05-35	国際的なデータ流通の推進			- 急速に進行するデジタル化の潜在力を最大限活用するためには、データ流通、電子商取引を中心としたデジタル経済に関する国際的なルール作りが急務。この問題意識の下、令和元年（2019年）6月のG20大阪サミットにおいて、プライバシーやセキュリティ等に関する消費者や企業の「信頼」を確保することによって自由なデータ流通を促進する「Data Free Flow with Trust（DFFT）」のコンセプトに合意した。また、同サミットの機会に開催した「デジタル経済に関する首脳特別イベント」において、我が国主導で、27か国の首脳とWTOをはじめとする国際機関が参加の下、「デジタル経済に関する大阪宣言」を発出し、デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際ルール作りを進めていくプロセスである「大阪トラック」を立ち上げた。 -「大阪トラック」の下、DFFTの考えに基づき、データ流通、電子商取引を中心とした、デジタル経済に関する国際的なルール作りについて、OECD等の国際機関や産業界等、多様なステークホルダーを交え、様々な国際場裏において加速させていく。特に、WTO電子商取引交渉については、80以上の加盟国が参加する中で、我が国は、シンガポール及びオーストラリアと共に共同議長国として、データの自由な流通を含む具体的なルールの交渉を牽(けん)引してきており、引き続き積極的に取り組んでいく。 - こうした取組により、データの潜在力を最大限活用し、AI、IoT、ビッグデータにおけるイノベーションを大きく加速させ、我が国の産業に新たな成長の可能性を生み出す。															◎経済産業省、総務省、外務省、個人情報保護委員会
05-36	信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向けた取組及びAPEC CBPRシステムの推進			- 個人データの国境を越えた流通が増大する中、個人情報の保護を図りつつ国際的な個人データ流通が円滑に行われるための環境の更なる整備が急務となっている。こうした中、これまで、個人情報保護委員会は、EUとの間では相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み構築・維持に向けた対話、英国との間では英国のEU離脱後における日英間の相互の円滑な個人データ移転の確保に向けた対話、米国との間ではAPEC域内において個人データの円滑な移転を促進する枠組みである越境プライバシールール（CBPR）システムの促進を行うとともに、日米欧三極間及びOECDの場において信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向けた取組を行ってきた。引き続き、個人情報の保護を図りつつ国際的な個人データ流通が円滑に行われるための環境の整備に向けた取組を行っていく必要がある。 - 令和3年度（2021年度）においても、信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向け、欧州関係機関（欧州委員会司法総局）及び米国関係機関（商務省等）との間で戦略的な対話や連携を行い、既存の越境データ移転の枠組みを活用した個人データ流通の増大を図るための取組や各国間の個人情報保護制度の相互運用性を高めるための取組を推進するとともに、データ流通における新たなリスクであるデータローカライゼーション及び無制限なガバメントアクセスを、個人情報保護政策の国際的指針となっているOECDプライバシーガイドラインにおいて規律するため、データローカライゼーションの論点に係る議論を進展させるとともに、信頼性のあるガバメントアクセスに係る高次の原則を策定するための議論を主導する。また、APEC CBPRシステムについても、更なる参加企業の拡大に向け、国際会議等の場において関係諸外国・諸機関との連携や情報発信を行い、引き続き、普及促進に取り組んでいく。 - 上記の取組により、個人情報の保護を図りつつ国際的なデータ流通が円滑に行われるための一層の環境整備を進める。															◎個人情報保護委員会、総務省、経済産業省、外務省、内閣官房

施策番号	施策名	KPI （進捗）	KPI （効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
					10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
06-01	不足するセキュリティ人材等の計画的な育成	・情報処理安全確保支援士試験の受験者数 ・情報システム統一研修のうち、橋渡し人材※育成に係る研修（特に課長補佐級）の修了者数（対前年度比増） ※令和3年度（2021年度）前半の「政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針」の改定を踏まえて、名称及び定義について変更を予定。	・令和7年度（2025年度）までに情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超 ・橋渡し人材（部内育成の専門人材）のスキル認定者数	－ セキュリティ・IT人材については、不足が懸念されており、今後の育成が急務であることから、「サイバーセキュリティ戦略」に基づいて推進する。 － 経済産業省では、サイバーセキュリティの専門人材の不足に対応するため、最新のセキュリティに関する知識・技能を備えた高度かつ実践的な人材に関する国家資格である「情報処理安全確保支援士」制度を平成28年（2016年）10月から開始。令和7年度（2025年度）までに登録者数3万人超を目指す。 － 令和3年度（2021年度）前半に「政府機関におけるセキュリティ・IT人材確保・育成総合強化方針」の改定が行われることを踏まえ、各府省庁において「セキュリティ・IT人材確保・育成計画」についても速やかに改定することとなっている。当該計画を踏まえ、各府省庁はこれを着実に推進するとともに、民間等の高度専門人材と一般行政部門との橋渡しをする人材のスキル認定者数の充足を図る。										◎					◎内閣官房、経済産業省、総務省
06-02	地域のデータ利活用推進のための地域人材の育成	派遣地域数	AI・RPAを導入している地方公共団体数（令和3年度（2021年度）末までに600団体）	－ 令和2年度（2020年度）においても地域情報化アドバイザーの派遣を実施。令和2年（2020年）4月から令和3年（2021年）1月末まで派遣申請を受け付け、227団体に派遣決定した。 － 令和3年度（2021年度）については、4月16日地域情報化アドバイザーの派遣申請の受付を開始し、令和4年（2022年）3月まで順次派遣を実施する予定。 － 地域情報化アドバイザー派遣事業により、地域課題を解決・改善。										◎			○	○	◎総務省
06-03	実践的サイバー防御演習 （CYDER）	集合演習の開催回数（令和3年度（2021年度）100回）	セキュリティ人材の育成数（令和3年度（2021年度）3,000人）	－ セキュリティ人材が不足する中、サイバー攻撃は巧妙化・複雑化しており、サイバーセキュリティ対処能力を持つ人材育成が急務である。 － 総務省において、NICTの「ナショナルサイバートレーニングセンター」を通じて、国の機関、地方公共団体、独立行政法人及び重要インフラ事業者等を対象とした実践的サイバー防御演習（CYDER）等を実施。平成29年度（2017年度）から、年間100回、計3,000名規模で集合演習を実施しており、令和3年度（2021年度）も集合演習を同等規模で実施する。また、令和3年度（2021年度）中に、感染症拡大防止対策及び地理的・時間的要因等によりCYDERが受講できない地方公共団体等への対応として、オンライン受講環境の正式提供を開始する。 － これにより、サイバーセキュリティ人材の育成を推進し、社会全体としてサイバーセキュリティ対応力の強化を図る。										◎			○	○	◎総務省
06-04	IT人材スキル標準の策定	ITSS＋の継続的な見直し	見直した成果の公表	－ 従来のスキル標準（ITSS）が対象としている情報サービスの提供やユーザー企業の情報システム部門に関わっている既存の人材が、「セキュリティ領域」、「データサイエンス領域」、「アジャイル領域」及び「IoTソリューション領域」のスキル強化を図るための“学び直し”をするための指針として、“ITSS＋（プラス）”を平成29年（2017年）4月以降に公開するとともに、今後、継続的な見直しを実施。										◎					◎経済産業省
06-05	人材育成・普及啓発等	情報処理安全確保支援士試験の受験者数	令和7年度（2025年度）までに情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超	－ 第4次産業革命に対応する人材を計画的に育成するために、引き続き「セキュリティ・キャンプ」、「未踏IT人材発掘・育成事業」の実施や国家資格の普及・啓発を行うとともに、平成29年度（2017年度）に新たなスキル標準の策定を開始。「産業サイバーセキュリティセンター」の設置、令和7年度（2025年度）の情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指す。										◎					◎経済産業省
06-06	ITとOT（制御技術）の知見を備えたセキュリティ人材の育成	産業サイバーセキュリティセンター（ICSCoE）中核人材育成プログラム修了生の人数	産業サイバーセキュリティセンター（ICSCoE）中核人材育成プログラム修了生の人数	－ 経済産業省では、平成29年度（2017年度）から、IPAに設置した産業サイバーセキュリティセンター（ICSCoE）にて、サイバーセキュリティ対策を担う中核人材育成プログラムを実施している。 － これまでの4年間の実施経験や受講生のアンケートを踏まえ、更なるカリキュラムの見直しを行う。 － これにより、ITとOT（制御技術）双方のスキルを核とした上でビジネススキルやマネジメントスキル・リーダーシップをバランスよく兼ね備えた、我が国の重要インフラ等におけるセキュリティ人材の育成に取り組む。										◎					◎経済産業省
06-07	数理・データサイエンス・AI教育の全国展開の推進	全国の大学等への普及・展開	数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度において、認定を受けた大学等の数	－ 令和2年度（2020年度）に応用基礎レベルのモデルカリキュラムが作成されたことを受け、令和3年度（2021年度）においては、モデルカリキュラムを踏まえた教材の作成を行うとともに、優れた教育プログラムを認定する制度の運用を通じて、数理・データサイエンス・AI教育の全国展開を推進する。										◎					◎文部科学省
06-08	Society 5.0に対応した高度技術人材育成事業	受講者数	修了者数	－ 令和2年度（2020年度）は情報技術人材やデータサイエンティストを育成する取組において実践的な教育を推進したものの、IT人材等については今後も不足する見込みである。 － 令和3年度（2021年度）からはこれらの取組を引き続き実施し、質・量両面に渡る育成機能の強化を図る。 － これにより、修了者数の増加を図り、1人でも多くの情報技術人材を供給する。										◎					◎文部科学省
06-09	情報教育の強化・充実	授業中にICTを活用して指導する能力について、「できる」、「ややできる」と回答した教員の割合	令和2年度（2020年度）以降の新学習指導要領の円滑な実施	－ 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「情報活用能力」の育成に向けて、情報教育の強化・充実を図る必要がある。 － これまで、小・中・高等学校を通じた情報教育の強化・充実を図るための調査研究を行い、研修用教材等を作成するとともに、プログラミング教育に関する情報提供、情報活用能力を定期的に測定するための調査のための準備、情報モラル教育の指導資料や児童生徒向け啓発資料の作成・配布等の取組を行った。 － 令和3年度（2021年度）においては、児童生徒の情報活用能力調査を実施するとともに、情報モラル教育に関するコンテンツの充実等を行い、令和2年度（2020年度）から順次実施されている新学習指導要領の円滑な実施を目指す。										◎					◎文部科学省
06-10	データ関連人材育成プログラム	補助金額/200万円に対する研修プログラムを受講している博士人材等の数の比（毎年度末　100%超）	研修プログラムを修了した者のうち、当該年度中に博士号を取得し卒業又は満期退学する者の就職率（毎年度末　75%超）	－ 令和3年度（2021年度）で事業開始5年度目を迎え、高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進が着実に行われるようにすることが必要。 － このため、令和2年度（2020年度）までに選定した計6コンソーシアムの取組が効果的に実施されるよう引き続き支援するとともに、全国的なネットワークの構築に取り組む。 － これにより、我が国の社会で求められる高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進を図り、データ利活用社会のエコシステム構築への貢献を目指す。										◎					◎文部科学省
06-11	産学における自立的なサイバーセキュリティ人材育成の推進	サイバーセキュリティ統合知的・人材育成基盤において民間企業等が開発した人材育成コンテンツ数	サイバーセキュリティ統合知的・人材育成基盤の利用者数	－ 民間等におけるセキュリティ人材育成において、人材育成を行うために必要な技術・ノウハウ・機材等がないため、海外教材に依存し、日本特有の事例が反映できていない状況がある。また、慢性的な人材不足もあり、本来防げるはずのサイバー攻撃が防げない状況である。 － 総務省において、NICTのサイバーセキュリティネクサス（CYNEX）を通じて、サイバーセキュリティ人材育成を実施しようとする教育機関・民間事業者等が利用可能なプラットフォームである「サイバーセキュリティ統合知的・人材育成基盤」を令和3年度（2021年度）中に構築し、提供を開始する。 － これにより、産学における自立的なサイバーセキュリティ人材育成を推進する。										◎					◎総務省
07-01	条件不利地域におけるICTインフラの整備の推進	高度無線環境整備推進事業による光ファイバ整備世帯数	光ファイバ未整備世帯数（平成29年度（2017年度）末時点で約98万世帯）の減少	－ 光ファイバの整備に対するこれまでの国の支援により、全国的な光ファイバ整備率は高い水準を実現。しかし、地理的条件が不利な地域等では光ファイバの整備が遅れているため、5G・IoT・Wi-Fiなどの高度な無線環境の利用機会に地域間格差が生じるおそれがある。 － 条件不利地域において地方公共団体や電気通信事業者等が行う5G等の高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバの整備に対し、支援を実施する。 － これにより、高度な無線環境の利用機会に関する地域間格差を是正し、5GやIoT等による地域活性化や地域の課題解決を促進する。					◎								○	○	◎総務省

施策番号	施策名	KPI （進捗）	KPI （効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
					10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
07-02	条件不利地域における携帯電話のエリア整備の推進	補助事業実施件数	道路メッシュカバー率（道路を含むメッシュ※のうち、携帯電話サービスが提供済みのメッシュの割合）（令和6年度（2024年度）までに90%以上） ※平成27年度（2015年度）国勢調査に関する地域メッシュ統計のうち2分の1地域メッシュ（約500m四方）	- 地理的条件や事業採算性等の問題により、携帯電話を利用することができないエリア（不感エリア）や地域の活性化、活力の向上を図るために不可欠な5Gの整備が遅れるエリアがある。このため、不感エリアの解消や5Gサービスの速やかな全国展開を進めることが必要。 - 災害時等の安心安全確保の観点から、道路や登山道など、非居住エリアの不感解消を促進するとともに、5G基地局整備が遅れるエリアについて、5Gの導入を促進する。 - これにより、都市と地方の情報格差を是正する。						◎							○	○	◎総務省
07-03	鉄道トンネルなどにおける携帯電話の通じない区間の解消を加速	補助事業実施件数	在来線のうち、平均通過人員2万人以上8万人未満の路線区間のトンネル内で携帯電話が利用可能な距離（125km） ※新型コロナウイルス感染症の影響により、対策工事の見通しが立たないことから、現時点では達成時期が見込めない。	- 鉄道トンネルや道路トンネルなど人工的な構築物により電波が遮へいされ、携帯電話が利用できないエリアが存在。このため、非常時に備えた乗客の通信の確保等の観点から、このようなエリアを解消することが必要。 - 新幹線の延伸予定区間に建設されるトンネルについては、開業と同時に携帯電話を利用できるよう対策を講ずる。また、在来線については、平均通過人員2万人以上8万人未満の路線区間のトンネルを対象として携帯電話を利用できる環境を整備する。 - これにより、訪日外国人を含めた利用者の利便性の向上及び非常時等における通信手段を確保する。						◎									◎総務省
07-04	沖縄県における超高速ブロードバンド環境整備促進事業	超高速ブロードバンド環境整備市町村数(本事業における整備市町村17)	離島及び過疎地域における超高速ブロードバンドサービス利用率（令和4年度（2022年度）中に42.86%）	- ICT利用による利便性を沖縄全県的に等しく享受できるようにするため、通信事業者による自主整備が困難である地域を対象に超高速ブロードバンド環境整備が必要。 - 沖縄県において、超高速ブロードバンド環境整備促進事業等を実施し、超高速ブロードバンド環境整備を行い11市町村の整備が完了。引き続き沖縄県において、超高速ブロードバンド環境整備促進事業を行い令和3年度（2021年度）末までに残り6市町村の超高速ブロードバンド環境整備を実施。 - これにより、整備した地方公共団体においてICT利用による利便性を等しく享受できる環境を実現。						◎							○	○	◎内閣府
07-05	情報アクセシビリティ確保のための環境整備	ICT機器・サービスのアクセシビリティ確保に関する自己診断・開示の仕組みの構築・導入に向けた検討状況	ICT機器・サービスのアクセシビリティ確保に関する自己診断・開示の仕組みの利用数（令和8年度（2026年度）まで100以上）	- IoTやAIの社会実装が進むためには、ICT機器・サービスのアクセシビリティの確保が必要となる。米国やEUでは、法律によりICT機器・サービスのアクセシビリティ基準を規定し、それを企業が自己評価する仕組みが提供されている。 - このため、米国・EUの基準に加え、各業界団体が独自に規定したアクセシビリティ基準を基礎に、我が国において各企業が自己評価するための様式や公表の仕組みを策定する。あわせて、政府情報システムの調達時にも活用する方策を検討。 - これにより、企業によるアクセシビリティ基準に関する情報公開が進むことで、基準を満たすICT機器・サービスの展開を促進。						◎									◎総務省
07-06	Webアクセシビリティ確保のための環境整備等	・サービス及び研究開発に対する助成件数 ・JIS規格準拠に係る各公的機関への説明会回数（令和3年（2021年）3件）	・民間事業者向け「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」助成終了後2年経過時の事業継続率（令和3年（2021年）70%） ・ホームページのJIS X 8341-3への準拠を表明している地方公共団体の割合（令和3年（2021年）77%）	- 高齢者や障害者など、ICTの恩恵を十分に享受できていない者が多く存在。 - 誰もが行政等のWebサイトを利用しやすいようにするため、令和2年度（2020年度）の調査結果を踏まえ更なる公的機関Webサイトのアクセシビリティ状況改善に向けた取組を促進。また、高齢者や障害者等に配慮した事業者による通信・放送サービスの充実を図るため、事業者等への助成を行い、助成後5年間の提供状況を確認。 - これにより、デジタルデバイドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できる情報バリアフリー環境を実現。						◎							○	○	◎総務省
07-07	障害者の本人確認等の簡素化	関係省庁から事業者等に発出した要請通知文書送付先団体数	障害者の移動及び施設利用時の負担軽減に対する理解が深まる	- 障害者割引等については、従来より、各事業者の自主的な判断に基づき実施されており、多くの事業者が利用者に対して利用の度に身体障害者手帳等の提示を求めている一方で、交通事業者においては、ICカードの活用を行う等の簡素化が進められている。また、国としても、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成30年法律第100号）第8条第3号「移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を確保」の規定を踏まえて、障害者の利便性の向上に向けた取組の推進が求められている。 - 令和3年（2021年）中に、関係省庁は、障害者の負担軽減や均等な機会の提供のため、オンラインによる施設等の障害者割引入場券の予約・購入等への対応について、民間事業者等に対して要請を行うとともに、障害者の利便性の向上に向けた民間事業者等の取組状況についてフォローアップを行う。 - 本取組を推進することで、公共交通機関、各種サービスの利用等においてアプリ等を活用した障害者の本人確認等の簡素化の促進及び利便性の向上が期待される。					○	◎									◎内閣官房、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
07-08	「デジタル活用支援員」の検討	デジタル活用支援に係る実施拠点数、デジタル活用支援員の人数	デジタル活用支援を受けた高齢者等の人数	- 内閣府の世論調査によれば、70歳以上の高齢者の方の約6割がスマートフォンなどの情報通信機器を利用していないと回答しており、社会のデジタル化が急速に進む中で、助けを必要とする人に、十分な支援が行き渡っていない。 - このため、オンラインによる行政手続・サービスの利用方法等について、高齢者等が身近な場所で相談や学習を行えるようにする「デジタル活用支援員」に関し、令和3年度（2021年度）は民間企業・関係団体や地方公共団体とも連携して全国的な展開を図る。 - 上記の取組により、高齢者等がデジタル機器・サービスを活用し、社会全体のデジタル化の恩恵を受け、活き活きとより豊かな生活を送ることができる環境を整備する。						◎									◎総務省
07-09	地域で子供たちがプログラミングなどICT活用スキルを学び合う場の普及促進	調査研究事業を通じた「地域ICTクラブ」の全国ネットワーク化等の検討を令和3年度（2021年度）中に実施	調査研究事業を踏まえたガイドブックの改訂を令和3年度（2021年度）中に実施	- 令和2年（2020年）4月から小学校でプログラミング教育が導入されることに伴い、地域社会でもICTスキルを学び合う場を普及させることが重要。 - 実施団体のネットワーク化や好事例等の情報提供を促進。 - ICT活用スキルを学べる機会を促すことにより、AI・IoT社会における基本的素養の習得に資する。						◎				◎			○	○	◎総務省
07-10	「異能（Inno）vation」プログラムの推進	公募への応募倍率（令和3年度（2021年度）10倍以上）	応募のうち社会展開・実装を目指す課題の割合（令和3年度（2021年度）50%以上）	- スタートアップ前の優れたアイデアを発掘し、地球規模の新たな価値を創造する破壊的ICTイノベーションへの挑戦を支援。既存の政府系R&Dで応募倍率が3倍程度のところ、10倍以上を達成。国民の希求を反映し、7年間で応募者数は26倍に増加。 - 応募の要件は地球上に個別連絡先が存在する方。年齢・国籍・居住地不問。自薦と他薦が可能。最終選考通過者は最長1年間・最大300万円で失敗を恐れずに技術課題に挑戦。挑戦に専念できる環境を整備。 - 官民・地域・グローバルで連携した発掘エコシステムを推進し、ポストコロナの未来社会を見据えた地球規模の価値を創造する破壊的ICTイノベーションに挑戦する雰囲気を我が国に醸成。応募のうち、社会展開や実装を目指す課題の割合50%以上を達成。趣旨に賛同する民間からの参画企業等は100社以上。地域の異色多様な尖ったICT個性が活躍する場づくりを行う運営協力機関による異能（Inno）vationネットワーク拠点を形成。									◎	○	○				◎総務省
07-11	障害当事者参加型技術開発の推進	障害当事者参加型の仕組みの構築のための検討状況	障害関連情報共有プラットフォームのデータ数(令和3年度（2021年度）末200以上）	- 障害の有無にかかわらず自らの意欲と能力を発揮した自分らしい人生や、障害者の社会参画を実現するため、障害当事者が参加した、個々のニーズに即したICT機器・サービスの開発を行う「当事者参加型技術開発」を推進することが必要。 - このため、機器開発の際、企業が参考にできる障害関連情報共有プラットフォームを構築すべく、既存のデータ等の整理を行い、また、データベースに必要な各種機能についても調査を行う。 - これにより、障害者等の日常生活の支援に資するIoT・AI等を活用したICT機器・サービスの開発が促進され、当該機器等の市場拡大が期待できる。		◎													◎総務省

施策番号	施策名	KPI （進捗）	KPI （効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
					10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
08-01	データ連携基盤を支えるサイバーセキュリティ対策	CPSFに基づいて策定された、産業分野別セキュリティガイドラインの策定数	策定されたガイドライン等に沿った対策の実施やその確認の仕組みを導入し、セキュリティ対策を実施した産業分野数	- Society 5.0の産業社会において求められるセキュリティ対策の全体像を整理した「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」（以下「CPSF」という。）を平成31年（2019年）4月に策定。 - CPSFを各産業分野に展開し、データ流通に求められるセキュリティ対策を含む、産業分野別のセキュリティガイドライン策定を推進するとともに、産業横断的な対策が求められるデータそのものの信頼性確保の手法等について検討。加えて、IoT機器等を活用して制御系システムを含めた拠点の無人化等の推進が見込まれる中、フィジカル・サイバー間を繋（つな）げる機器・システムにおけるカテゴライズ及びセキュリティ・セーフティ要求の検討に資する「IoTセキュリティ・セーフティ・フレームワーク」を令和2年（2020年）11月に策定。末端の制御系システムにふさわしいセキュリティ対策に関して検討を実施。 - これにより、IoTの進展等によってデータを含めあらゆるものが繋（つな）がるSociety 5.0の実現に求められるセキュリティの確保や製品・サービスのセキュリティ品質を差別化要因にまで高めることによる競争力の強化を図る。								◎	○						◎経済産業省
08-02	セキュリティ標準の策定	・一定の品質を備えたセキュリティサービスを掲載した情報セキュリティサービス基準適合サービスリストの更新 ・ITU-T SG17における勧告案の確定（令和3年度（2021年度）以降） ・ISO/IEC JTC1/SC27、SC41における規格案の策定（令和3年度（2021年度）以降）	国際標準獲得	【情報セキュリティサービス基準適合サービスリストの更新】 - 平成29年度（2017年度）に経済産業省が公表した情報セキュリティサービス基準に適合するセキュリティサービスを調査し、リストとして公表。 - 当該リストを随時更新し、リストの活用を促すことで、企業等のセキュリティ投資を促進。 【IoTセキュリティガイドラインの国際標準化】 - ITU-T SG17において、IoTセキュリティガイドラインをベースとした勧告案の検討を、ISO/IEC JTC1/SC27、SC41において、IoTセキュリティガイドラインをベースとした規格案の検討を進める。令和3年度（2021年度）以降での勧告案の確定、令和3年度（2021年度）以降の規格案の確定を目標としている。									○						◎内閣官房、経済産業省、総務省
08-03	サイバーセキュリティお助け隊の構築	サイバーセキュリティお助け隊マークを付与したサービス数	未設定（本施策の推進状況を踏まえ、別途設定）	- 経済産業省では、損保会社、ITベンダーや地元の団体等と連携して、中小企業を対象に相談窓口を設置し、必要に応じて駆けつけ支援を行うサイバーセキュリティお助け隊の構築を目指し、令和元年度（2019年度）から令和2年度（2020年度）に地域実証を実施した。実証事業で得られた知見、及びサプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム（SC3）中小企業対策強化WGにおける議論等に基づき、IPAにおいて中小企業向けのセキュリティサービスが満たすべき基準「サイバーセキュリティお助け隊サービス基準」及びサービス内容の審査（確認）を行う機関（サービス審査登録機関）が満たすべき基準「サイバーセキュリティお助け隊サービス審査登録機関基準」を令和3年度（2021年度）に制定。 - 今後、サービス基準を充足するサービスに「サイバーセキュリティお助け隊マーク」を付与することで普及を促進する。								◎							◎経済産業省
08-04	個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談対応及び情報発信	説明会等への講師派遣実施の件数（年間60回）	個人情報等の適正かつ効果的な活用の促進	- 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）の円滑な施行に向けて、個人情報の保護と有用性のバランスを踏る観点から、多様なステークホルダーの意見を十分に聴取しつつ、ガイドライン等を策定するとともに説明会等を実施。 - 加えて、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正された個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の円滑な施行に向けて、これまで行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）又は各地方公共団体の条例により別々に規律されてきたことにも配慮しつつ、各主体の意見を十分に聴取しながら、政令・規則・ガイドラインの策定等を実施。 - また、個人情報保護法に関する事業者・国民の更なる理解の促進に向け、引き続き個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する事業者・国民からの相談に積極的に応じ、説明会等への講師派遣や相談結果等を踏まえた事例集の公表等の情報発信に積極的に取り組むほか、認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の支援等を行うことにより、適切な利活用環境を継続的に整備。 - これらにより、個人情報等の適正かつ効果的な活用を促進し、経済活性化や国民生活の利便性の向上等を実現。				◎												◎個人情報保護委員会
09-01	第5世代移動通信システム（5G）普及・展開に向けた研究開発、課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証	課題解決型ローカル5G等開発実証の実施件数	携帯電話通信事業者による5G基盤展開率、ローカル5G無線局数	- 平成31年（2019年）1月に5Gの技術的条件を策定し、同年4月10日に5G用周波数の割当てを実施。また、令和元年（2019年）12月にローカル5Gの制度化、免許申請受付を開始し、令和2年（2020年）12月に周波数を拡張。 - 引き続き、基地局の高信頼化、共用化等に関する研究開発を実施し、5Gの普及・展開に向けた検討を推進するとともに、ローカル5Gの導入による様々な課題解決や新たな価値の創造等の実現に向け、現実の利活用場面を想定した開発実証を実施。 - これにより、5Gの普及・展開が促進され、新たな通信インフラの利用が可能となり、国民の利便性が向上。					○			◎				○		◎総務省
09-02	Beyond 5G研究開発促進事業	研究開発課題数	本事業で採択、実施された研究開発課題のうち、外部専門家による研究開発評価において、優れた進捗が認められた研究開発課題の割合	- NICTに次世代情報通信技術Beyond 5G実現に必要な最先端の要素技術等の研究開発を支援するため公募型研究開発のための基金を、令和3年（2021年）3月に創設した。 - NICTに創設した基金を活用して、Beyond 5Gの要素技術の研究開発を支援する。 - これによりBeyond 5G要素技術の確立が期待される。								◎						◎総務省
09-03	新たな社会インフラを担う革新的光ネットワーク技術の研究開発	令和3年度（2021年度）末までに運用単位あたりの通信処理速度を拡大する技術の確立	令和5年度（2023年度）までに研究成果の実用化	- インターネット技術や各種センサー・テクノロジーの進化等を背景に我が国の通信トラヒックは増加傾向が続いており、運用単位あたりの通信処理速度（基幹網100Gbps、アクセス網10Gbps）を拡大するための研究開発を平成30年度（2018年度）から開始し、各種要素技術の検討、一部機能の試作等を行ったが、全ての機能を統合した総合評価まで至っていない。 - 令和3年度（2021年度）から、機能統合後の動作検証、送受信機構成の最適化を行い、総合評価を実施するとともに、早期商用化が可能な一部技術を活用したサンプル版出荷を行う。 - これにより、光ネットワークのトラヒック増加に対処する技術の確立が期待される。								◎						◎総務省
09-04	戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）	選抜評価の実施 継続評価の実施 終了評価の実施 （ともに令和3年度（2021年度）末までに実施）	終了評価において、当初の見込みどおりか、それを上回った成果があった課題の割合（令和3年度（2021年度）達成率90%以上）	- PDCAサイクルに基づき採択評価、選抜評価、継続評価及び終了評価を実施。令和元年度（2019年度）に終了した研究課題の終了評価では、8割が当初の見込みを上回る成果を得た。 - 研究開発実施者に対して、継続評価等での評価委員のコメントや終了評価の評価項目を意識して研究開発を行うよう依頼した。また、評価委員からの指摘を踏まえ、PD・POに付託し評価基準の明確化を実施。 - プログラムの見直し等適切なPDCAサイクルにより施策を実施し、ICT分野におけるイノベーション創出を推進。								◎						◎総務省
09-05	高度遠隔医療ネットワークの研究開発	・手術支援ロボット及び通信ネットワーク等を用いた遠隔手術の実証試験を実施 ・遠隔手術に必要なネットワークやセキュリティ等の通信環境要件を導出	遠隔手術に必要なネットワークやセキュリティ等の通信環境要件を導出	- 厚生労働省が令和元年（2019年）7月に改定した「オンライン診療の適切な実施に関する指針」において、遠隔地の医師が直接患者の手術を執刀する「遠隔手術」について、一定の条件を満たした場合においては医師法（昭和23年法律第201号）に反せず実施可能な旨が明確にされた。これにより、日本における遠隔手術の進展が期待されている。 - 遠隔手術を実施するに当たっては、各学会において、必要な通信環境等を定めたガイドライン整備が求められている。遠隔手術に必要なネットワークやセキュリティといった通信環境の検討・整理に資するため、実際に手術支援ロボットやネットワーク等を用いて遠隔手術の臨床試験を実施し、各学会における遠隔手術ガイドラインの策定に寄与する。 - このような医療等分野における先導的なICTの利活用に向けた研究開発を実施することで、健康寿命の延伸、医療資源の偏在等、社会的課題の解決に資するとともに、医療分野における新たなサービス創出等による経済成長を期待。								◎						◎総務省

施策番号	施策名	KPI （進捗）	KPI （効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
					10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
09-06	革新的な基礎研究から社会実装までの研究開発・脳科学やより革新的なAI研究開発の推進	AI戦略に基づく研究開発に係る取組各項目の進捗状況	AI戦略に基づく研究開発に係る取組の進捗率	－人工知能研究開発ネットワークにおける新型コロナウイルス感染症対策に係るAIを活用した取組として、24大学・機関より73件。 －AI戦略2021及びそのフォローアップ等に基づき、研究開発に係る取組について関係府省庁及び国立研究開発法人等で連携・推進。 －国内外に我が国のAI研究開発の認知関心を高め、海外人材の日本への呼び込みや国内外の共同研究の増加を期待。							◎								◎内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
09-07	最先端スーパーコンピュータ等の運用	HPCIの中核となるスーパーコンピュータ「富岳」の年間稼働率（年間90%以上）	集計年度末までに登録された、HPCIを利用した研究の論文発表数（年間260件以上）	－令和3年（2021年）3月に共用を開始したスーパーコンピュータ「富岳」を着実に運用するとともに、「富岳」を中核とした革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ（HPCI）の利用促進に向けた取組を推進する。									◎						◎文部科学省
09-08	ブロックチェーンを利用した再生可能エネルギー環境価値取引プラットフォームの構築と環境配慮型行動変容の促進	価格設定や属性情報、取引方式等に着目し、環境価値の取引に影響を与えるマーケットデザインを明らかにするための行動変容実証等の実施回数（令和4年度（2022年度）まで3回）	マーケットデザインを通じた環境価値の取引回数等の向上（令和4年度（2022年度） 対統制群比5%増加）	－平成30年度（2018年度）から、これまで十分に評価又は活用されていなかった自家消費される再生可能エネルギーのCO2排出削減に係る環境価値を創出し、当該価値を低コストかつ自由に取引できるシステムを、ブロックチェーン（分散型台帳）技術を用いて構築し、実証する事業を実施している。平成30年度（2018年度）では、遠隔地間での売買取引に伴う環境価値の移転をブロックチェーンにより記録する実証実験に成功した。令和元年度（2019年度）は、複数地点で同時に取引が発生した場合でもシステムがダウンしないことを確認するため、システム負荷試験を実施し、10,000トランザクションを発生させてシステムのパフォーマンスを評価した。令和2年度（2020年度）は、「いつ・どこで・誰が・どのような再生可能エネルギーで・どれだけ発電したか」といった環境価値に付随する属性情報の一部又は全部を、その後の実証実験の内容に合わせて表示・閲覧・検索することのできる取引システムを構築するとともに、環境価値の支払意思額を高めるための手法を明らかにするために、ナッジなどの行動科学の知見を用いた行動変容の実証実験を試験的に実施した。 －令和3年度（2021年度）以降は、過年度の予備実証を踏まえた本格的な実証実験を進め、価格設定や属性情報、取引方式等に着目した環境価値取引の実証実験等を実施する。 －そして令和4年度（2022年度）までに、行動変容の実証実験を通じ、環境価値の取引に影響を与えるマーケットデザインを明らかにすることに繋（つな）げる。								◎							◎環境省
09-09	人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト	AI戦略の実施状況（令和元年度（2019年度）策定）	AIに関する理論研究を中心とした革新的な基盤的技術の研究開発の推進	－特定国立研究開発法人理化学研究所革新知能統合研究センターにおいて、①深層学習の原理解明や汎用的な機械学習の基盤技術の構築、②日本が強みを持つ分野の更なる発展や我が国の社会的課題の解決のための人工知能等の基盤技術の研究開発、③人工知能技術の普及に伴って生じる倫理的・法的・社会的課題（ELSI）に関する研究などを実施。 －令和3年（2021年）6月に策定された「AI戦略2021」において、本センターは、AIに関する理論研究を中心とした革新的な基盤技術の研究開発を推進することが期待されており、Trusted Quality AI（AIの判断根拠の理解・説明可能化）等の研究開発を推進していく。								◎							◎文部科学省
09-10	認知症対応型AI・IoTシステムの研究開発	・認知症対応型AI・IoTシステム試作機を5箇所以上の介護施設に設置し、実証試験を実施 ・認知症対応型AI・IoTシステム試作機のAI機能の精度向上、データ基盤の拡充	認知症対応型AI・IoTシステム試作機のAI等各機能の精度向上、データ基盤の拡充	－BPSD（Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia）の予防や介護負担の軽減のため、認知症患者のIoTデータ等を収集し、AIで解析することで、BPSDの発症を事前に予測し、介護者に通知するシステムの研究開発を実施。 －多地域・多施設へ本IoTネットワークを展開し、より多くの多様なデータを収集することで、BPSDケアに資するAIの精度向上（より正確、早期、詳細な予測）と医学的見地からのエビデンスの確立、医療現場や在宅ケアへの展開の検討、その他認知症ケアに有用なシステムの研究開発を進めるとともに、収集したIoTデータを他の研究機関や介護システム事業者もデータ基盤として利活用できる環境を整備（患者同意取得の在り方、収集データの標準化、データ基盤の維持・運用の在り方等について検討）する。 －このような医療等分野における先導的なICTの利活用に向けた研究開発を実施することで、健康寿命の延伸、医療資源の偏在等、社会的課題の解決に資するとともに、医療分野における新たなサービス創出等による経済成長を期待。								◎							◎総務省、個人情報保護委員会